

マイナンバー制度の法的性格
—個人情報保護制度の中のマイナンバー制度—

佐藤 匡

Legal Character of the Social Security and Tax Number System
: The Social Security and Tax Number System in the Personal
Information Protection System

SATOU Masashi

地域学論集（鳥取大学地域学部紀要） 第14巻 第2号 抜刷

REGIONAL STUDIES (TOTTORI UNIVERSITY JOURNAL OF THE FACULTY OF REGIONAL SCIENCES) Vol.14 / No.2

平成30年3月12日発行 March 12, 2018

マイナンバー制度の法的性格

- 個人情報保護制度の中のマイナンバー制度 -

佐藤 匡*

Legal Character of the Social Security and Tax Number System - The Social Security and Tax Number System in the Personal Information Protection System -

SATOU Masashi*

キーワード：マイナンバー制度，個人情報保護制度

Key Words: The Social Security and Tax Number System, the Personal Information Protection System

はじめに

社会の新基盤として『マイナンバー制度』，正式名称『社会保障・税番号制度』が，平成 28 (2016) 年 1 月発足して 1 年が過ぎようとしている。そもそも，『マイナンバー』，正式名称『個人番号』とはどのようなものなのだろうか。社会の新基盤とはいわれるが，その法的性格はどのようなものなのであろうか。

本稿では，そもそも，『マイナンバー制度』とは，どのような制度であり，どのような目的で構築され，法的にはどのような根拠を有しているのかを，『マイナンバー制度』の根拠法から示したいと考えている。そもそも，マイナンバー制度の根拠法である『マイナンバー法』，正式名称『行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律¹⁾』は，法的にはどのような位置付けがされているのであろうか。

個人の情報を番号で管理すると考えると，まず，思い浮かぶのは，『住民基本台帳ネットワークシステム』(略して『住基ネット』)である。各市区町村に住民票を有する個人に 11 桁の番号を割り振ることによって，その者の住所関係の情報を管理している。となると，これに置き換わるようなシステムが『マイナンバー制度』なのであろうか。『住基ネット』はその根拠法を『住民基本台帳法』においている。しかし，『マイナンバー法』とはその位置付けが大きく異なっている。『住民基本台帳法』が異なっているというよりは，むしろ，『マイナンバー法』の方が異なっているといった方がいいだろう。というのは，『住民基本台帳法』はそれ自体が制度構築をしているが，『マイナンバー法』は，あくまでも『個人情報保護法』の特別法という位置づけである。つまり，『マイナンバー制度』は社会の新基盤といわれながら，『個人情報保護制度』の一類型に過ぎない。ゆえに，『マイナンバー制度』を語る上では，『マイナンバー制度』のみを語るのではなく，『個人情報保護制度』という大きな枠組みの中で考え，語る必要がある。

本稿では，まず『マイナンバー法』を『個人情報保護制度』という大きな枠組みの中で読み解いていきたいと考える。また，『個人情報保護制度』の一部である『マイナンバー法』については，施行令や施行規則，総務省令が複雑に絡み合っているため，その点についても確認していきたい。

*鳥取大学地域学部地域政策学科

一 『マイナンバー制度の概要』

1 『個人情報保護制度』の中の『マイナンバー制度』

『マイナンバー』, 正式には『個人番号』は, 従来の『住民基本台帳法』上の『住基コード』のように, 個人を特定・識別する番号であり, 『住基コード』よりも広範囲に利用されることが期待されている。そこで, 『住民基本台帳法』のような住民基本台帳業務の一般法的な位置付け, つまり, 『マイナンバー制度』自体の一般法としての位置付けられていると予想し得るのであるが, 先述したように, 実際には, 『個人情報保護制度』における特別法として位置付けられている。

ここで, 『個人情報保護制度』の全体像を確認しておきたい。まず, 『個人情報保護制度』における一般法は当然のことながら『個人情報保護法』である。この『個人情報保護法』の第1章から第3章の部分は, 『個人情報保護制度』における根幹部分となる。つまり, 基本法となる部分である。残りの4章以下の部分は, 民間部門で個人情報を取り扱う際の一般法となる。

それでは, 公共部門の方はどうなっているのだろうか。まず, 先述した『個人情報保護法』の第1章から第3章の部分は, 『個人情報保護制度』における基本法としての役割を有することから, 当然, 公共部門についても基本法としての役割を有することとなる。次に, 公共部門といっても単一ではないため, それぞれに対して一般法が存在する。

まず, 国の行政機関については, 『行政機関個人情報保護法』, 正式には『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』が一般法となり, 独立行政法人等については, 『独立行政法人等個人情報保護法』, 正式には『独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律』が一般法となり, 地方公共団体等においては, 各地方公共団体において制定される『個人情報保護条例』が一般法となる。

このような『個人情報保護制度』の中で, 『番号利用法』の位置付けはあくまでも特別法である。民間部門及び公共部門(国の行政機関・独立行政法人等・地方公共団体等)において, 保有する個人情報と『マイナンバー』とが結びつけられた『特定個人情報』に関して『マイナンバー法』が適用されるのである。つまり, 『マイナンバー法』が単独でこの社会の新基盤なる『マイナンバー制度』というものを構成するのではなく, あくまでも『個人情報保護制度』の下において, 『マイナンバー』という番号と個人情報を結びつけて『特定個人情報』なるものを扱うことが, この社会の新基盤の正体なのである。

2 マイナンバー制度の沿革

この『マイナンバー制度』の実現までの歴史は長く, 1968(昭和48)年まで遡る。1968(昭和48)年, 佐藤栄作内閣は, 「国民総背番号制度²⁾」の導入を検討するが, その計画は頓挫することとなった。その後, 1984(昭和59)年には, 中曽根康弘内閣において「グリーンカード制度³⁾」の導入が検討されるが, 翌1984(昭和60)年には, 計画自体が廃止となる。

ここまでは実現にまで至らなかった制度であるが, 2002(平成14)年, 『住民基本台帳法』の改正により, いよいよ制度としては本格的に施行されることとなる「住民基本台帳ネットワークシステム⁴⁾」(以下「住基ネット」と略す)が登場する。まず, この年に, 『住基ネット』の第1次稼働が行われる。具体的には, 住民への『住民票コード』の通知開始と行政機関への本人確認情報の提供が行われた。翌2003(平成15)年には, 『住基ネット』の第2次稼働が行われる。具体的には, 住民票の写しの広域交付, 転入転出手続きの簡素化, 住民基本台帳カードの交付が開始さ

れた。『住基ネット』は全国的な制度ではあったが、住民票の交付業務は各市区町村の業務であることから、『住基ネット』に接続するかどうかは各市区町村に一任されていた。その結果として、接続しない市区町村もいくつか存在した。その理由の多くは『住民基本台帳法』改正当時、『個人情報保護制度』が国家的な規模では確立しておらず、地方公共団体の『個人情報保護条例』によって個人情報の保護が図られていたことを理由としていた。つまり、個人情報の保護や個人のプライバシー保護⁵について懸念があったから『住基ネット』への接続を躊躇したのである。ゆえに、『住基ネット』の運用開始後の数年間においては、『住基ネット』こそが、プライバシーを侵害するとの理由から、多くの訴訟が提起されていたのである。また特筆すべきことは、2006（平成18）年に、大阪高裁において違憲判決⁶が出たことである。しかし、2008（平成20）年、最高裁は、『住基ネット』について合憲であるとの判断を下した⁷ことによって、一連の『住基ネット』がプライバシーの侵害の温床であると主張する訴訟は終結したのであった。

この一連の『住基ネット』訴訟の最中、一方で、非常に大きな問題が発生していた。「年金記録問題」である。この「年金記録問題」とは、2007（平成19）年2月に、誰のものともわからない年金記録が約5,000万件に達することが判明し、これ以後、国会の主要論点とされるようになった問題のことをいう。原因として、基礎年金番号を付番する際に、同一人を同一人として扱わなかったことが挙げられる。例えば、ある1人の「ワタナベ」と名乗る者や、ある1人の「サイトウ」と名乗る者がいたとする。この「ワタナベ」や「サイトウ」と名乗る者は、あるところでは「渡邊」や「齋藤」と記していたが、別のところでは「渡辺」や「斎藤」と記していたとする。この場合、記載されている文字が違うことから、たとえ、同一人であったとしても別の人物として付番されることとなる。この「ワタナベ」や「サイトウ」と名乗る者、戸籍上は「渡邊」・「齋藤」と記していることから、別の「渡辺」や「斎藤」と名乗る者がデータ上生み出されることとなる。つまり、実在しない架空の人物が生み出されたことを意味するのである。この蓄積によって「消えた年金⁸」問題や「宙に浮いた年金⁹」問題が生じることとなるのである。しかし、これは架空の人物が生み出されたということだけではなく、本来同一人がもらうべき（積み立てている）年金分が、架空の他者のデータに移行していることを意味する。つまり、自分の本来もらうべき年金が、架空の人物に移行したために、適正な年金額が支払われず、また、架空の人物が特定できないため、適正な年金額の計算すら難しくなったのである。

このような問題は、漢字という日本語特有の問題から生じている。これが欧米諸国であれば、基本的に26文字のアルファベットで構成されることから、このような問題は生じない、または、生じてもごく少数となる。しかし、日本語の場合、漢字があり、それを個々人が自由に簡字にして用いることがあるため、データとして扱うのに困難が生じることとなる。また、だからといって、日本人の氏名を、すべてローマ字にして登録し直すということも現実的な対応とはいえない。ゆえに、番号によって管理するという発想が生まれるのである。つまり、『マイナンバー』といわれる『個人番号』のような『共通番号』の必要性はここにあるわけである。

2011（平成23）年、菅直人内閣において、「社会保障・税番号大綱¹⁰」を決定するも、政権交代によって廃案となる。

2013（平成25）年、第2次安倍晋三内閣において、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』案に基づき、『社会保障・税番号制度』、つまり、『マイナンバー制度』の導入を決定した。先述した『年金記録問題』が、第1次安倍晋三内閣時に発覚し、実に6年の歳月をかけて、同じ首相の時に解決を図ることとなったのである。併せて、金融分野で

も、『個人番号』を利用できるようにする『番号利用法』の整備と、個人情報の取り扱いに関わる規定等を盛り込んだ『個人情報保護法』の改正が行われた。

2015(平成27)年10月より、住民票の住所地宛てに、『個人番号』の記載された『通知カード』(後述)が届けられるようになる。

2016(平成28)年1月より、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいて、個人番号が必要となり、本格的に『マイナンバー制度』が始動した¹¹。

また、2017(平成29)年からは、『マイナポータル¹²』の運用の開始も予定されている。

3 マイナンバー制度の目的

『マイナンバー制度』の根拠法である『マイナンバー法』には、その目的が掲げられている。

【マイナンバー法第1条】

この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続きを行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の特例を定めることを目的とする。

ここからわかるマイナンバー制度の目的は4つである。

1つ目の目的は、行政機関等の行政事務を処理する者が、『個人番号』及び『法人番号』の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用したり、当該機能によって異なる分野に属する情報を照合したりして、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理・利用、他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにすることである。つまり、情報の効率的な管理・利用・迅速な授受を目的とする。

2つ目の目的は、1つ目の目的を達することによって、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることである。

3つ目の目的は、1つ目の目的を達することによって、行政機関等の行政事務を処理する者に対して、申請、届出、その他の手続きを行い、または、これらの者から便益の提供を受ける国民が、手続きの簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段、その他の利便性の向上を得られるようにすることである。

4つ目の目的は、『個人番号』、その他の『特定個人情報』の取扱いが、安全かつ適正に行われるように、『行政機関個人情報保護法』、『独立行政法人等個人情報保護法』、『個人情報保護法』の特例を定めることである。

以上、4つの目的が『マイナンバー制度』にはあり、これらの目的を達成するための諸処の規定が『マイナンバー法』規定されていることとなる。

4 マイナンバー法の基本理念

(1) 制度全体に対する基本理念【マイナンバー法第3条第1項】

【マイナンバー法第3条第1項】

個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。
- 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- 三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。
- 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。

『個人番号』及び『法人番号』の利用は、行政事務の処理において、個人または法人等に関する情報の管理について一層の効率化を図るとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること（マイナンバー法第3条第1項第1号）、『情報提供ネットワークシステム』等を利用して、迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制、その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること（マイナンバー法第3条第1項第2号）、個人または法人等から提出された情報について、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避けることによって、国民の負担の軽減を図ること（マイナンバー法第3条第1項第3号）、『個人番号』を用いて収集されたり、整理されたりした個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用されたり、漏洩されたりすることがないように、その管理の適正を確保すること（マイナンバー法第3条第1項第4号）を旨として、行われなければならないとされている。

以上は、行政の効率化を図ること、国民の利便性の向上を図ること、公平・公正な社会の実現を図ることという、『マイナンバー制度』における3つの制度趣旨に加え、『マイナンバー制度』における個人情報保護のための適正な措置の必要性に言及しており、『マイナンバー法』全体の基本理念について規定していると解することができる。

(2) 番号の利用の基本理念【マイナンバー法第3条第2項】

【マイナンバー法第3条第2項】

- 2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

『個人番号』及び『法人番号』の利用に関する施策の推進は、『個人情報』の保護に十分に配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならないとされている（マイナンバー法第3条第2項）。

つまり、『個人番号』及び『法人番号』の利用については、原則として、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとなるが、将来的には、これら以外の行政分野や民間での利用も視野に入れていることとなる。特に注視しなければならないことは、民間での利用も視野に入れられているということである。

(3) 個人番号カードの基本理念【マイナンバー法第3条第3項】

【マイナンバー法第3条第3項】

3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第1項第1号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。

『個人番号』の利用に関する施策の推進は、『個人番号カード』が、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を実現するために必要であることから、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての『個人番号カード』の利用の促進を図るとともに、カードに記録されている事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において『個人番号カード』の活用が図られるように行われなければならないとされている（マイナンバー法第3条第3項）。

つまり、『マイナンバー制度』においては、『個人番号カード』の利用が原則となり、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段として、『個人番号カード』の利用の促進を図っていくこととなるが、将来的には、『個人番号』の利用が、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野以外の行政分野や民間での利用も視野に入れていることから、『個人番号カード』の利用についても、将来的には、広範囲での活用を視野に入れていることとなる。

(4) システムの利用の基本理念【マイナンバー法第3条第4項】

【マイナンバー法第3条第4項】

4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第1項第2号及び第3号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

『個人番号』の利用に関する施策の推進は、『情報提供ネットワークシステム』が、迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制、その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること、及び、個人または法人等から提出された情報について、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避けることによって、国民の負担の軽減を図ることを実現するために必要であることから、『個人情報』の保護に充分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策、その他の行政分野において、行政機関等の行政事務を処理する者が、迅速に『特定個人情報』の授受を行うための手段としての『情報提供ネットワークシステム』の利用の促進を図るとともに、これらの者が行う『特定個人情報』以外の情報の授受に、『情報提供ネットワークシステム』の用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならないとされている（マイナンバー法第3条第4項）。つまり、『情報提供ネットワークシステム』も、将来的には、広範囲での活用を視野に入れていることとなる。

(5) 地域の特性に応じた利用の可能性

先述したように、『個人番号』及び『法人番号』の利用についても、『個人番号カード』の利用についても、『情報提供ネットワークシステム』も将来的には、広範囲での活用を視野に入れていることとなっている。ゆえに、地域の特性に応じた利用の可能性は既に予定されていると解することができる。そこで問題となるのが『プライバシー』の問題である。地域の特性に応じた利用が可能であるとしても、個人の『プライバシー』を侵害していいということにはならない。ゆえに、どの範囲までなら許されるのかについては今後の課題となるであろう。

そもそも、個人の『プライバシー』と『個人情報』とは厳密には異なる概念である。しかし、両者を混同している議論が多々見受けられる。簡単に述べると、その個人に関する情報であれば、その情報は『個人情報』である。特に、その個人を特定し得るような情報は『個人情報』保護の対象となる。一方、『プライバシー』というものは、その個人情報のうち根源的かつ秘匿性の高いもの、例えば、前科情報や病歴、思想等の情報がこれに該当する。つまり、単に個人を特定し得るだけではなく、その個人がどのような性格を有することまでも明らかにするものがプライバシーである。ゆえに、侵害された場合の被害は回復し難いものとなるため、その保護は図られなければならない¹³。このような単なる『個人情報』と『プライバシー』との線引きを理解しつつ、『個人番号』等の利用について慎重に考えていかないと、『住基ネット』の時と同じ轍を踏むこととなりかねないであろう。

二 マイナンバー制度の構成

1 用語の定義

『マイナンバー制度』には独自の用語が多くあり、これらの用語を適切に把握しておかないと制度そのものを理解することはできない。つまり、誤った理解は、『個人情報』の“過”保護状態を招来したり、『プライバシー』侵害状態を見逃したりすることとなりかねない。このような『マイナンバー制度』における専門用語の中には、他の法律と同じ意味で用いるものもあれば、『マイナンバー法』によって新たに定義されたものもある。

(1) 行政機関【マイナンバー法第2条第1項】

【マイナンバー法第2条第1項】

この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。

『番号利用法』上の『行政機関』とは、『行政機関個人情報保護法』上の『行政機関』（行政機関個人情報保護法第2条第1項）のことをいう（マイナンバー法第2条第1項）。

【行政機関個人情報保護法第2条第1項】

この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関

にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

つまり、『情報公開法』(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)上の『行政機関』(情報公開法第2条第1項)と同義であり、具体的には、以下に示す開示請求の対象となる行政機関をいう。

【情報公開法第2条第1項】

この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- 三 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

① 内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

内閣府を除く、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関は、開示請求の対象となる行政機関となる(行政機関個人情報保護法第2条第1項第1号)。なお、内閣自体についてはここには含まれていないが、内閣の文書の管理は、内閣官房が行っていることから、内閣官房に対して開示請求をすることとなる。

② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法に規定する機関

内閣府、宮内庁並びに『内閣府設置法』に規定する国家公安委員会、防衛省、金融庁等の機関は、開示請求の対象となる行政機関となる(情報公開法第2条第1項第2号)。

③ 国家行政組織法に規定する機関

国家行政組織法に規定する総務省、財務省等の機関は、開示請求の対象となる行政機関となる(行政機関個人情報保護法第2条第1項第3号)。

④ 内閣府設置法及び宮内庁法に規定する特別の機関において政令で定める機関

内閣府設置法及び宮内庁法に規定する特別の機関で、政令で定める警察庁等の機関は、開示請求の対象となる行政機関となる(行政機関個人情報保護法第2条第1項第4号)。

⑤ 国家行政組織法に規定する特別の機関で政令で定める機関

国家行政組織法に規定する特別の機関で、政令で定める検察庁等の機関は、開示請求の対象となる行政機関となる(行政機関個人情報保護法第2条第1項第5号)。

⑥ 会計検査院

会計検査院は、開示請求の対象となる行政機関となる(行政機関個人情報保護法第2条第1項第6号)。

(2) 独立行政法人等【マイナンバー法第2条第2項】

【マイナンバー法第2条第2項】

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

『マイナンバー法』上の『独立行政法人等』とは、『独立行政法人等個人情報保護法』上の『独立行政法人等』（独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項）のことをいう（マイナンバー法第2条第2項）。

【独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項】

この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

つまり、『独立行政法人通則法』上の『独立行政法人等』（独立行政法人通則法第2条第1項）のことであり、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、『独立行政法人通則法』及び個別法の定めるところにより設立される法人のことをいう。

【独立行政法人通則法第2条第1項】

この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

(3) 個人情報【マイナンバー法第2条第3項】

【マイナンバー法第2条第3項】

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

マイナンバー法上の『個人情報』とは、『行政機関個人情報保護法』上の『個人情報』（行政機関個人情報保護法第2条第2項）、『独立行政法人等個人情報保護法』上の『個人情報』（独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項）、『個人情報保護法』上の『個人情報』（個人情報保護法第2条第1項）のことをいう（マイナンバー法第2条第3項）。

【行政機関個人情報保護法第2条第2項】

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識

別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

『行政機関個人情報保護法』第2条第2項,『独立行政法人等個人情報保護法』第2条第2項,『個人情報保護法』第2条第1項の3つの文言は同一である。

【独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項】

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

つまり、『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもののことをいう。

【個人情報保護法第2条第1項】

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。))で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

但し、3つの法律は、『個人情報』の保有機関が異なるため、『番号利用法』上の『個人情報』とは、『行政機関個人情報保護法』上の『個人情報』(行政機関個人情報保護法第2条第2項)であつて行政機関が保有するもの、『独立行政法人等個人情報保護法』上の『個人情報』(独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項)であつて独立行政法人等が保有するもの、『個人情報保護法』上の『個人情報』(個人情報保護法第2条第1項)であつて『行政機関』及び『独立行政法人等』以外の者が保有するものこととなる。

(4) 個人情報ファイル【マイナンバー法第2条第3項】

【マイナンバー法第2条第4項】

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

『マイナンバー法』上の『個人情報ファイル』とは、『行政機関個人情報保護法』上の『個人情報ファイル』(行政機関個人情報保護法第2条第6項),『独立行政法人等個人情報保護法』上の『個

個人情報ファイル』(独立行政法人等個人情報保護法第2条第6項)、『個人情報保護法』上の『個人情報データベース等』(個人情報保護法第2条第4項)のことをいう(マイナンバー法第2条第4項)。

【行政機関個人情報保護法第2条第6項】

- 6 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

つまり、情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の『保有個人情報』について、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものであり、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の(保有)『個人情報』を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

【独立行政法人等個人情報保護法第2条第6項】

- 6 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

但し、『行政機関個人情報保護法』上及び『独立行政法人等個人情報保護法』上の『個人情報ファイル』については、「保有個人情報を含む情報の集合物」(行政機関個人情報保護法第2条第6項及び独立行政法人等個人情報保護法第2条第6項)となっており、『個人情報保護法』上の『個人情報データベース等』については、「個人情報を含む情報の集合物」(個人情報保護法第2条第4項)となっている。

【個人情報保護法第2条第4項】

- 4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。
- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

なお、『行政機関個人情報保護法』上の『保有個人情報』とは、『行政機関』の職員が職務上作成・取得した『個人情報』であって、当該『行政機関』の職員が組織的に利用するものとして、当該『行政機関』が保有している情報(行政機関個人情報保護法第2条第5項本文)のうち、行政文書に記録されているもの(行政機関個人情報保護法第2条第5項但し書き)をいう。

【行政機関個人情報保護法第2条第5項】

- 5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

『独立行政法人等個人情報保護法』上の『保有個人情報』とは、『独立行政法人等』の役員又は職員が職務上作成・取得した『個人情報』であって、当該『独立行政法人等』の役員や職員が組織的に利用するものとして、当該『独立行政法人等』が保有している情報（独立行政法人等個人情報保護法第2条第5項本文）のうち、法人文書に記録されているもの（独立行政法人等個人情報保護法第2条第5項但し書き）をいう。

【独立行政法人等個人情報保護法第2条第5項】

5 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

また、『個人情報保護法』上、特定の『個人情報』を容易に検索することができるように体系的に構成したものは、目次・索引その他の検索を容易にするためのものを有するものが該当する（個人情報保護法施行令第3条第2項）。

【個人情報保護法施行令第1条】

2 法第2条第4項第2号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(5) 個人番号【マイナンバー法第2条第5項】

【マイナンバー法第2条第5項】

5 この法律において「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

『個人番号』とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に関する者を識別するために指定されるもののことをいう（マイナンバー法第2条第5項）。この『個人番号』は、『マイナンバー』といわれるが、『共通番号』の1つである。

なお、『個人番号』は、『個人情報』とは異なり、「生存する」という要件が付されていないことから、死者の『個人番号』も含まれることとなり、死亡届が受理され、住民登録が抹消された場合であっても、『個人番号』は抹消されないこととなっている。

つまり、死者の『個人番号』は、いわゆる「永久欠番」となり、再び同じ『個人番号』が他者に付されるということはないのである。

(6) 本人【マイナンバー法第2条第6項】

【マイナンバー法第2条第6項】

6 この法律において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

『マイナンバー法』上の「本人」とは、『個人番号』によって識別される特定の個人のことをいう（マイナンバー法第2条第6項）。

(7) 個人番号カード【マイナンバー法第2条第7項】

【マイナンバー法第2条第7項】

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載

され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第18条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

『個人番号カード』には、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、『個人番号』、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令』（マイナンバー法施行令）第1条に規定する事項を記載する（マイナンバー法第2条第7項）。

【マイナンバー法施行令第1条】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第2条第7項の命令で定める事項は、個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称が記載されているときは当該通称とする。

この『マイナンバー法施行令』第1条に規定する事項とは、『個人番号カード』の有効期間が満了する日と住民票に通称が記載されている場合の通称のことである。

また、『総務省令』で定める事項とは、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令』（マイナンバー法に関する総務省令）第17条の規定によると、『住民票コード』のことであるとされている。

【マイナンバー法に関する総務省令第17条】

法第2条第7項の総務省令で定める事項は、住民票コードとする。

さらに、『総務省令』で定める措置とは、『カード記録事項』の読取りや解析を防止する仕組みの保持、その他の総務大臣が定める措置のことである（マイナンバー法に関する総務省令第19条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第19条】

法第2条第7項の総務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。）に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の総務大臣が定める措置とする。

ゆえに、以上より、『個人番号カード』とは、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、『個人番号』、『個人番号カード』の有効期間が満了する日、住民票に通称が記載されている場合の通称が記載され、本人の写真が表示され、かつ、『住民票コード』が電磁的方法により記録されたカードであって、『番号利用法』上の規定や『番号利用法施行令』上の規定によって、『カード記録事項』を閲覧したり、改変したりする権限を有する者以外の者による閲覧や改変を防止するために、必要なカード記録事項の読取りや解析を防止する仕組みの保持その他の総務大臣が定める措置が講じられたものこのことをいうのである。

この『個人番号カード』は、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）が記載され、本人の写真が表示されていることから、本人確認のための身分証明書として利用することができる。また、e-Tax¹⁴等の各種のサービスに利用可能な電子証明書も標準搭載できることとなっている。

(8) 特定個人情報【マイナンバー法第2条第8項】**【マイナンバー法第2条第8項】**

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

『特定個人情報』とは、『個人番号』に対応し、当該『個人番号』に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、『住民票コード』以外のものを含む『個人番号』を、その内容に含む『個人情報』のことをいう。つまり、『個人情報』（マイナンバー法第2条第3項）に『個人番号』（番号利用法第2条第5項）が紐付けされたもののことである（マイナンバー法第2条第8項）。

「個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの」とは、『個人番号』の成り代わりと評価できるようなもののことをいう。『住民票コード』は、そもそも、その変換によって『個人番号』を生成する（マイナンバー法第2条第5項）ため、ここでは除外されている。

(9) 特定個人情報ファイル【マイナンバー法第2条第9項】**【マイナンバー法第2条第9項】**

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

『特定個人情報ファイル』とは、『個人番号』をその内容に含む『個人情報ファイル』のことをいう。（マイナンバー法第2条第9項）。

つまり、『個人情報ファイル』（番号利用法第2条第4項）に『個人番号』（マイナンバー法第2条第5項）が紐付けされたもの、『特定個人情報』（マイナンバー法第2条第8項）がデータベース化したもののことである。

(10) 個人番号利用事務【マイナンバー法第2条第10項】**【マイナンバー法第2条第10項】**

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

『個人番号利用事務』とは、行政機関等の行政事務を処理する者が、『番号利用法』上の規定により、『個人番号』を利用できる場合や、地方公共団体が定める条例の規定により、『個人番号』を利用できる場合に、その保有する『特定個人情報ファイル』において、個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で『個人番号』を利用して処理する事務のことをいう（マイナンバー法第2条第10項）。

(11) 個人番号関係事務【マイナンバー法第2条第11項】**【マイナンバー法第2条第11項】**

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

『個人番号関係事務』とは、行政機関等の行政事務を処理する者で、保険や年金、税等の事務の処理に関して、必要とされる他人の『個人番号』を記載した書面の提出、その他の他人の『個人番号』を利用した事務を行うものとされた者が、『個人番号利用事務』に関して行われる他人の『個人番号』を必要な限度で利用して行う事務のことをいう。

また、当該事務の全部または一部の委託を受けた者で、保険や年金、税等の事務の処理に関して、必要とされる他人の『個人番号』を記載した書面の提出、その他の他人の『個人番号』を利用した事務を行うものとされた者が、同様に、『個人番号利用事務』に関して行われる他人の『個人番号』を必要な限度で利用して行う事務のことをいう（マイナンバー法第2条第11項）。

(12) 個人番号利用事務実施者【マイナンバー法第2条第12項】

【マイナンバー法第2条第12項】

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

『個人番号利用事務実施者』とは、『個人番号利用事務』を処理する者及び『個人番号利用事務』の委託を受けた者のことをいう（マイナンバー法第2条第12項）。

(13) 個人番号関係事務実施者【マイナンバー法第2条第13項】

【マイナンバー法第2条第13項】

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

『個人番号関係事務実施者』とは、『個人番号関係事務』を処理する者及び『個人番号関係事務』の委託を受けた者のことをいう（マイナンバー法第2条第13項）。

(14) 情報提供ネットワークシステム【マイナンバー法第2条第14項】

【マイナンバー法第2条第14項】

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第7章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

『情報提供ネットワークシステム』とは、『行政機関』の長等の使用に関する電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる『特定個人情報』の提供を管理するために、総務大臣が設置し、管理するものをいう（マイナンバー法第2条第14項）。

(15) 法人番号【マイナンバー法第2条第15項】

【マイナンバー法第2条第15項】

15 この法律において「法人番号」とは、第39条第1項又は第2項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

『法人番号』とは、特定の法人、その他の団体を識別するための番号として指定されるもののことをいう（マイナンバー法第2条第15項）。

2 国の責務【マイナンバー法第4条】

【マイナンバー法第4条】

国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの

適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

- 2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

国は、基本理念に従って、『個人番号』、その他の『特定個人情報』の取扱いの適正を確保するために、必要な措置を講ずるとともに、『個人番号』及び『法人番号』の利用を促進するための施策を実施しなくてはならず（マイナンバー法第4条第1項）、教育活動、広報活動、その他の活動を通じて、『個人番号』及び『法人番号』の利用に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない（マイナンバー法第4条第2項）。

3 地方公共団体の責務【マイナンバー法第5条】

【マイナンバー法第5条】

地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

地方公共団体は、基本理念に従って、『個人番号』、その他の『特定個人情報』の取扱いの適正を確保するために、必要な措置を講ずるとともに、『個人番号』及び『法人番号』の利用に関して、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施しなければならない（マイナンバー法第5条）。

つまり、この『マイナンバー法』第5条の規定が地方自治体延いては『地域』の特性に応じた独自の運用方法の根拠規定となる。

4 事業者の努力【マイナンバー法第6条】

【マイナンバー法第6条】

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

『個人番号』及び『法人番号』を利用する事業者は、基本理念に従って、国及び地方公共団体が、『個人番号』及び『法人番号』の利用に関して実施する施策に協力するよう努めなければならない。この義務は、努力義務である（マイナンバー法第6条）。

5 個人番号

『個人番号』とは、『マイナンバー』のことである。ここでは、この『個人番号』に関する『マイナンバー法』上の手続きについて紹介する。

(1) 個人番号と通知カード

① 個人番号の指定及び通知【マイナンバー法第7条第1項】

【マイナンバー法第7条第1項】

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第30条の3第2項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生年月日、

性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。)により通知しなければならない。

市区町村長は、住民票に住民票コードを記載した場合には、速やかに、『地方公共団体情報システム機構』から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対して、当該『個人番号』を『通知カード』により通知しなければならない。

この『個人番号』の『通知カード』による通知は、信書便によって、当該『個人番号』が記載された『通知カード』を送付する方法により行う（マイナンバー法施行令第2条第2項）。

【マイナンバー法施行令第2条】

法第7条第1項又は第2項の規定による個人番号の指定は、法第8条第2項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から個人番号とすべき番号の通知を受けた時に行われたものとする。

- 2 法第7条第1項又は第2項の規定による個人番号の通知は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、当該個人番号が記載された通知カードを送付する方法により行うものとする。

また、『通知カード』の記載事項は、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、『個人番号』に加え、『通知カード』の発行の日及び本人に関する住民票に通称が記載されている場合の当該通称（マイナンバー法に関する総務省令第7条）である。

【マイナンバー法に関する総務省令第7条】

法第7条第1項の総務省令で定める事項は、通知カードの発行の日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称が記載されているときは当該通称とする。

市区町村長は、『通知カード』に、記載事項を記載する場合には、本人に関する住民票に記載されている事項を記載する（マイナンバー法に関する総務省令第8条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第8条】

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、通知カードに、法第7条第1項の規定により通知カードに記載されることとされている事項を記載する場合には、本人に係る住民票に記載されている事項を記載するものとする。

また、住所地市町村長は、『通知カード』の交付やその他『通知カード』に関して講じられる『総務省令』で定める措置が、錯誤に基づき、または、過失によってされた場合に、当該『通知カード』を返納させる必要があると認める場合には、当該『通知カード』の交付を受けている者に対して、当該『通知カード』の返納を命ずることができ（マイナンバー法施行令第6条第1項）、『通知カード』の返納を命ずることを決定した場合には、当該『通知カード』の交付を受けている者に対して、書面によりその旨を通知する（マイナンバー法施行令第6条第2項）。

【マイナンバー法施行令第6条】

住所地市町村長は、法第7条第1項又は第2項の規定による通知カードの交付その他通知カードに関して講じられる総務省令で定める措置が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該通知カードを返納させる必要があると認めるときは、当該通知カードの交付を受けている者に対し、当該通知カードの返納を命ずることができる。

- 2 住所地市町村長は、前項の規定により通知カードの返納を命ずることを決定したときは、当該通知カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

なお、ここでいう「総務省令で定める措置」とは、『マイナンバー法に関する総務省令』第10

条第1号に規定されている措置のことをいう（マイナンバー法に関する総務省令第14条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第14条】

令第6条第1項の総務省令で定める措置は、第10条第1号に掲げる措置とする。

つまり、『通知カード』の追記欄等に変更に関する事項を記載し、これを返還することである（マイナンバー法に関する総務省令第10条第1号）。

【マイナンバー法に関する総務省令第10条】

法第7条第4項後段（同条第5項後段により準用する場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 通知カードの追記欄等に変更に係る事項を記載し、これを返還すること。
- 二 個人番号カードの交付の受付に関する情報の提供を行うこと。

② 個人番号の変更【マイナンバー法第7条第2項】

【マイナンバー法第7条第2項】

- 2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

市区町村長は、当該市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者の『個人番号』が漏洩して、不正に用いられる危険があると認められる場合には、その者の請求または職権により、その者の従前の『個人番号』に代えて、『地方公共団体情報システム機構』から通知された『個人番号』とすべき番号を、その者の『個人番号』として指定し、速やかに、その者に対し、当該『個人番号』を『通知カード』により通知しなければならない。

この場合の請求の方法は、その者の『個人番号』及び当該『個人番号』が漏洩して不正に用いられる危険があると認められる理由、その他総務省令で定める事項を記載した『個人番号指定請求書』を、その者が記録されている住民基本台帳を備える住所地市町村長に提出することによって行う（マイナンバー法施行令第3条第1項）。

【マイナンバー法施行令第3条第1項】

法第7条第2項の規定による個人番号の指定の請求をしようとする者は、その者の個人番号及び当該個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由その他総務省令で定める事項を記載した請求書（以下この条において「個人番号指定請求書」という。）を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長（以下「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。

ここでいう「総務省令で定める事項」とは、『個人番号』の指定の請求をしようとする者の氏名及び住所である（マイナンバー法に関する総務省令第2条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第2条】

令第3条第1項の総務省令で定める事項は、個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。第47条第2項を除き、以下同じ。）の指定の請求をしようとする者の氏名及び住所とする。

住所地市町村長は、『個人番号指定請求書』の提出を受けた場合には、その理由の疎明資料の提出を求めることができる（マイナンバー法施行令第3条第3項）。

【マイナンバー法施行令第3条第3項】

- 3 住所地市町村長は、第1項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けたときは、同項の理由を疎明するに足りる

資料の提出を求めることができる。

住所地市町村長が、この『個人番号指定請求書』に理由があると認める場合には、『地方公共団体情報システム機構』に対して、当該請求に関する従前の『個人番号』に代えて、当該提出をした者の『個人番号』とすべき番号の生成を求めることとなる（マイナンバー法施行令第3条第4項）。

【マイナンバー法施行令第3条第3項】

4 住所地市町村長は、第一項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた場合において、同項の理由があると認めるときは、法第8条第1項の規定により、機構に対し、当該請求に係る従前の個人番号に代えて当該提出をした者の個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

この場合、住所地市町村長は、従前の『個人番号』に代えて『個人番号』を指定しようとする者が、『通知カード』または『個人番号カード』の交付を受けている者である場合には、その者に対して、当該『通知カード』または当該『個人番号カード』の返納を求めることとなる（マイナンバー法施行令第3条第5項）。

【マイナンバー法施行令第3条第5項】

5 前項の場合において、住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者に対し、当該通知カード又は当該個人番号カードの返納を求めるものとする。

また、この場合以外にも、当該市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者の『個人番号』が漏洩し、不正に用いられる危険があると認められる場合には、『地方公共団体情報システム機構』に対して、当該『個人番号』に代えてその者の『個人番号』とすべき番号の生成を求めることとなる（マイナンバー法施行令第4条第1項）。

【マイナンバー法施行令第4条第1項】

住所地市町村長は、前条第4項の規定による場合のほか、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、法第8条第1項の規定により、機構に対し、当該個人番号に代えてその者の個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

この場合、住所地市町村長は、従前の『個人番号』に代えて『個人番号』を指定しようとする者に対して、当該指定をしようとする理由を通知し、その者が『通知カード』または『個人番号カード』の交付を受けている者である場合には、その者に対して、当該『通知カード』または当該『個人番号カード』の返納を求める旨を通知することとなる（マイナンバー法施行令第4条第2項前段）。

【マイナンバー法施行令第4条第2項】

2 前項の場合においては、住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者に対し、当該指定をしようとする理由及びその者が通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者であるときは、当該通知カード又は当該個人番号カードの返納を求める旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

また、『個人番号指定請求書』の提出は、代理人を通じてすることができる（マイナンバー法施行令第3条第6項）。

【マイナンバー法施行令第3条第6項】

6 第1項の規定による個人番号指定請求書の提出は、総務省令で定めるところにより、代理人を通じてすることができる。

この場合、住所地市町村長は、代理人を通じて『個人番号指定請求書』の提出を受けた場合には、当該代理人に対して、その理由の疎明資料の提出を求めることができる（マイナンバー法に関する総務省令第3条第1号）。

【マイナンバー法に関する総務省令第3条第1項】

住所地市町村長は、令第3条第6項の規定により個人番号の指定の請求をしようとする者の代理人を通じて個人番号指定請求書の提出を受けたときは、当該代理人に対し、同条第1項の理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

住所地市町村長が、この『個人番号指定請求書』に理由があると認める場合であって、従前の『個人番号』に代えて『個人番号』を指定しようとする者が、『通知カード』または『個人番号カード』の交付を受けている者である場合には、その者の代理人に対して、当該『通知カード』または当該『個人番号カード』の返納を求めることとなる（マイナンバー法に関する総務省令第3条第2項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第3条第2項】

2 前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた住所地市町村長は、令第3条第1項の理由があると認める場合であって、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、当該通知カード又は当該個人番号カードの返納を求めるものとする。

③ 情報の提供等の措置【マイナンバー法第7条第3項】

【マイナンバー法第7条第3項】

3 市町村長は、前2項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受け取ることができるよう、当該交付の手續に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

市区町村長は、『個人番号』の指定及び変更の通知をする場合には、当該通知を受ける者が、『個人番号カード』の交付を円滑に受け取ることができるように、当該交付の手續に関する情報の提供等の必要な措置を講じなければならない。

④ 転入する場合の手續き【マイナンバー法第7条第4項】

【マイナンバー法第7条第4項】

4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第22条第1項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

『通知カード』の交付を受けている者は、転入の届出（住民基本台帳法第22条第1項）をする場合には、当該届出と同時に、当該『通知カード』を市区町村長に提出しなければならない（マイナンバー法第7条第4項前段）。

この場合、市区町村長は、当該『通知カード』に関する記載事項（基本4情報・『個人番号』・『通知カード』の発行の日・本人に関する住民票に通称が記載されている場合の当該通称）の変更をすること、『通知カード』の追記欄等に変更に関する事項を記載し、これを返還すること（マイナンバー法に関する総務省令第10条第1号）、『個人番号カード』の交付の手續に関する情報の提供を行うこと（マイナンバー法に関する総務省令第10条第2号）を講じなければならない（マイナンバー法第7条第4項後段）。

【住民基本台帳法第 22 条第 1 項】

転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第 30 条の 46 において同じ。）をした者は、転入をした日から 14 日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 転入をした年月日
- 四 従前の住所
- 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。）
- 七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

⑤ 記載事項の変更手続き【マイナンバー法第 7 条第 5 項】

【マイナンバー法第 7 条第 5 項】

5 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その変更があった日から 14 日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

『通知カード』に関する記載事項に変更があった場合には、当該『通知カード』の交付を受けている者は、その変更があった日から 14 日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市区町村の長に届け出るとともに、当該『通知カード』を提出しなければならない。

この場合、住所地市町村長は、当該『通知カード』に関する記載事項（基本 4 情報（氏名・住所・生年月日・性別）・個人番号・通知カードの発行の日・本人に関する住民票に通称が記載されている場合の当該通称）の変更をすること、『通知カード』の追記欄等に変更に関する事項を記載し、これを返還すること、『個人番号カード』の交付の手続きに関する情報の提供を行うことを講じなければならない（マイナンバー法第 7 条第 4 項後段）。

⑥ 紛失した場合の手続き【マイナンバー法第 7 条第 6 項】

【マイナンバー法第 7 条第 6 項】

6 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

『通知カード』の交付を受けている者は、当該『通知カード』を紛失した場合には、直ちに、その旨を住所地区町村長に届け出なければならない。

また、紛失した『通知カード』を発見した場合には、遅滞なく、その旨を住所地区町村長に届け出なければならない（マイナンバー法に関する総務省令第 12 条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第 12 条】

法第 7 条第 6 項の規定による届出をした者は、紛失した通知カードを発見したとき（前条第 5 項に規定する場合に該当して発見した通知カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地区町村長に届け出なければならない。

⑦ 通知カードの返納手続き【マイナンバー法第7条第7項】

【マイナンバー法第7条第7項】

7 通知カードの交付を受けている者は、第17条第1項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

『通知カード』の交付を受けている者は、『個人番号カード』の交付を受けようとする場合、従前の『個人番号』に代えて『個人番号』を指定しようとする場合（マイナンバー法施行令第3条第5項）、または、当該市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者の『個人番号』が漏洩し、不正に用いられる危険があると認められる場合に、従前の『個人番号』に代えて『個人番号』を指定しようとする場合であって、『通知カード』の返納を求められた場合（マイナンバー法施行令第5条第1項第1号）、『通知カード』の交付や『通知カード』に関して講じられる措置が錯誤に基づき、または、過失によってされた場合に、『通知カード』の返納を命じられた場合（マイナンバー法施行令第5条第1項第2号）には、当該『通知カード』を住所地市町村長に返納しなければならない。

【マイナンバー法施行令第5条第1項】

法第7条第7項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第3条第5項又は前条第2項の規定により通知カードの返納を求められたとき。
- 二 次条第1項の規定により通知カードの返納を命ぜられたとき。

『通知カード』の交付を受けている者は、『通知カード』を返納する場合には、『通知カード』を返納する理由、その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該『通知カード』を住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない（マイナンバー法施行令第5条第2項）。

【マイナンバー法施行令第5条第2項】

2 通知カードの交付を受けている者は、法第17条第1項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、通知カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該通知カードを住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

ここでいう「総務省令で定める事項」とは、『通知カード』の交付を受けている者の氏名及び住所である（マイナンバー法に関する総務省令第13条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第13条】

令第5条第2項及び第3項の総務省令で定める事項は、通知カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

また、国外に転出をした場合（マイナンバー法施行令第5条第3項第1号）、住民基本台帳法の適用を受けない者となった場合（マイナンバー法施行令第5条第3項第2号）、住民票が削除された場合（マイナンバー法施行令第5条第3項第3号）には、『通知カード』を返納する理由、『通知カード』の交付を受けている者の氏名及び住所（マイナンバー法に関する総務省令第13条）を記載した書面を添えて、当該『通知カード』を、その者につき直近に住民票の記載をした市区町村長に遅滞なく返納しなければならない（マイナンバー法施行令第5条第3項柱書）。

【マイナンバー法施行令第5条第3項】

3 通知カードの交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、通知カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該通知カードを、その者につき直近に住民票の記載をした市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

- 一 国外に転出をしたとき。

- 二 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用を受けない者となったとき。
- 三 住民票が削除されたとき（住民基本台帳法第 24 条の規定による届出（第 14 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号並びに附則第 3 条第 1 項において「転出届」という。）のうち国外への転出に係るもの以外のものに基づき当該住民票が削除されたとき、その者が死亡したことにより当該住民票が削除されたとき、住民基本台帳法施行令第 8 条の 2 の規定により当該住民票が削除されたとき及び前 2 号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が削除されたときを除く。）。

市区町村長は、国外に転出することによる『通知カード』の返納を受けた場合（マイナンバー法施行令第 5 条第 3 項第 1 号）においては、これに国外への転出により返納を受けた旨を表示して、当該『通知カード』を返納した者に還付する（マイナンバー法に関する総務省令第 15 条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第 15 条】

市区町村長は、令第 5 条第 3 項の規定により通知カードの返納を受けた場合（同項第 1 号に該当して通知カードの返納を受けた場合に限る。）においては、これに国外への転出により返納を受けた旨を表示し、当該通知カードを返納した者に還付するものとする。

『通知カード』の返納については、代理人を通じてすることができる（マイナンバー法施行令第 5 条第 4 項）。

【マイナンバー法施行令第 5 条第 4 項】

- 4 第 3 条第 6 項の規定は、前 2 項の規定による通知カードの返納について準用する。

(2) 個人番号の生成【マイナンバー法第 8 条】

【マイナンバー法第 8 条】

市区町村長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めらるものとする。

- 2 機構は、前項の規定により市区町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市区町村長に対し、通知するものとする。

- 一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。
- 二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。
- 三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

- 3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市区町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

市区町村長は、『個人番号』を指定する場合には、あらかじめ機構に対して、当該指定しようとする者に関する住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、マイナンバー法施行令第 7 条の方法により、『個人番号』とすべき番号の生成を求める（マイナンバー法第 8 条第 1 項）。

【マイナンバー法施行令第 7 条】

法第 8 条第 1 項の規定による市区町村長からの住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、総務省令で定めるところにより、当該市区町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に当該住民票コード及び当該生成を求めらる旨の情報を送信する方法により行うものとする。

機構は、市区町村長から『個人番号』とすべき番号の生成を求められた場合には、電子情報処理組織（マイナンバー法第 8 条第 3 項）を使用して、他のいずれの『個人番号』とも異なり（マイナンバー法第 8 条第 2 項第 1 号）、住民票コードを変換して得られ（マイナンバー法第 8 条第 2

項第2号)、住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない(マイナンバー法第8条第2項第3号)12桁の番号(マイナンバー法施行令第8条柱書)を生成して、速やかに、当該市区町村長に対して、通知する(マイナンバー法第8条第2項柱書)。

【マイナンバー法施行令第8条】

法第8条第2項の規定により生成される個人番号とすべき番号は、機構が同条第3項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、作為が加わらない方法により生成する次に掲げる要件に該当する11桁の番号及びその後に付された1桁の検査用数字(個人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、当該11桁の番号を基礎として総務省令で定める算式により算出される0から9までの整数をいう。第3号において同じ。)により構成されるものとする。

- 一 住民票コードを変換して得られるものであること。
- 二 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。
- 三 他のいずれの個人番号(法第7条第2項の従前の個人番号及び個人番号とすべき番号を含む。)を構成する検査用数字以外の11桁の番号とも異なること。

つまり、このようにして生成される番号は、電子情報処理組織を使用して、作為が加わらない方法により生成する11桁の番号、及び、その後に付された1桁の検査用数字によって構成される(マイナンバー法施行令第8条)。したがって、『個人番号』とは、1人について1つの番号が割り当てられている、生涯不変の12桁の番号ということとなる。

『個人番号』とすべき番号の市区町村長に対する通知は、機構の使用に関する電子計算機から、電気通信回線を通じて、当該市区町村長の使用に関する電子計算機に、当該『個人番号』とすべき番号及び送信された住民票コードを送信する方法により行う(マイナンバー法施行令第9条)。

【マイナンバー法施行令第9条】

法第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の市区町村長に対する通知は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市区町村長の使用に係る電子計算機に当該個人番号とすべき番号及び第7条の規定により送信された住民票コードを送信する方法により行うものとする。

(3) 利用範囲

① 目的内利用

A 法律による個人番号利用事務【マイナンバー法第9条第1項】

【マイナンバー法第9条第1項】

別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

『マイナンバー法』上で規定する『行政機関』等の行政事務を処理する者は、事務の処理に関して保有する『特定個人情報ファイル』において、『個人情報』を効率的に検索し、管理するために、必要な限度で『個人番号』を利用することができる(マイナンバー法第9条第1項前段)。

当該『個人番号利用事務』の委託を受けた者も、同様に、当該『個人番号利用事務』の処理に関して保有する『特定個人情報ファイル』において、『個人情報』を効率的に検索し、管理するために、必要な限度で『個人番号』を利用することができる(マイナンバー法第9条第1項後段)。

B 条例による個人番号利用事務【マイナンバー法第9条第2項】**【マイナンバー法第9条第2項】**

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

地方公共団体の長等の執行機関は、福祉、保健、医療、その他の社会保障、地方税、防災に関する事務、その他これらに類する事務であって、条例で定めるものの処理に関して保有する『特定個人情報ファイル』において、『個人情報』を効率的に検索し、管理するために必要な限度で『個人番号』を利用することができる（マイナンバー法第9条第2項前段）。

当該『個人番号利用事務』の委託を受けた者も、同様に、当該『個人番号利用事務』の処理に関して保有する『特定個人情報ファイル』において、『個人情報』を効率的に検索し、管理するために、必要な限度で『個人番号』を利用することができる（マイナンバー法第9条第2項後段）。

C 個人番号関係事務【マイナンバー法第9条第3項】**【マイナンバー法第9条第3項】**

3 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条若しくは第197条第1項、相続税法（昭和25年法律第73号）第59条第1項、第3項若しくは第4項、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）第27条、第29条第3項若しくは第98条第1項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2第2項、第29条の2第5項若しくは第6項、第37条の11の3第7項、第37条の14第9項、第13項若しくは第26項、第70条の2の2第13項若しくは第70条の2の3第14項、国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の13の2、所得税法（昭和40年法律第33号）第225条から第228条の3の2まで、雇用保険法（昭和49年法律第106号）第7条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）第4条第1項若しくは第4条の3第1項その他の法令又は条例の規定により、別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第1項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

『マイナンバー法』上で規定する『行政機関』等の行政事務を処理する者、または、地方公共団体の長等の執行機関によって、『個人番号利用事務』の処理に関して必要とされる他人の『個人番号』を記載した書面の提出等の他人の『個人番号』を利用した事務を行う者は、当該事務を行うために必要な限度で『個人番号』を利用することができる（マイナンバー法第9条第3項前段）。

当該『個人番号利用事務』の委託を受けた者も、同様に、当該『個人番号利用事務』を行うために必要な限度で『個人番号』を利用することができる（マイナンバー法第9条第3項後段）。

D 特定個人情報の提供の場合【マイナンバー法第9条第5項】**【マイナンバー法第9条第5項】**

5 前各項に定めるもののほか、第19条第12号から第15号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

『個人情報保護委員会』に提供する場合、各議院審査等が行われる場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意があるか、本人の同意を得ることが困難である

場合に、『特定個人情報』の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で『個人番号』を利用することができる。

② 目的外利用【マイナンバー法第9条第4項】

【マイナンバー法第9条第4項】

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

銀行等の預金取扱金融機関等は、激甚災害が発生した場合や、一定の区域への立入りを制限されたり、禁止されたり、当該区域からの退去を命じられたりした場合（マイナンバー法施行令第10条）には、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で『個人番号』を利用することができる。

【マイナンバー法施行令第10条】

法第9条第4項の政令で定めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項その他内閣府令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合とする。

このような激甚災害等が発生した場合においては、『個人番号』の利用を認める必要性が、特に認められることとなり、また、このような場合においては、『プライバシー』侵害等の人権侵害が起り得る危険性も極めて少ないことから、例外的に、目的外利用が認められることとなっている。

（4）個人番号利用事務・個人番号関係事務の委託

① 個人番号利用事務等の再委託【マイナンバー法第10条】

【マイナンバー法第10条】

個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第2条第12項及び第13項、前条第1項から第3項まで並びに前項の規定を適用する。

『個人番号利用事務』等の委託を受けた者は、当該『個人番号利用事務』等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部または一部の再委託をすることができ（マイナンバー法第10条第1項）、『個人番号利用事務』等の再委託を受けた者は、『個人番号利用事務』等の委託を受けた者とみなす（マイナンバー法第10条第2項）。

② 委託先の監督【マイナンバー法第11条】

【マイナンバー法第11条】

個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

『個人番号利用事務』等の委託をする者は、当該委託に関する『個人番号利用事務』等において取り扱う『特定個人情報』の安全管理が図られるように、当該委託を受けた者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

③ 個人番号利用事務等実施者

A 個人番号利用事務等実施者の責務【マイナンバー法第 12 条】

【マイナンバー法第 12 条】

個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

『個人番号利用事務等実施者』は、『個人番号』の漏洩・滅失・毀損の防止等の『個人番号』の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

B 個人番号利用事務実施者の責務【マイナンバー法第 13 条】

【マイナンバー法第 13 条】

個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

『個人番号利用事務実施者』は、本人、その代理人、『個人番号関係事務実施者』の負担の軽減と行政運営の効率化を図るために、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の『個人番号関係事務』において重ねて求めることのないように、相互に連携して、情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

C 個人番号利用事務等実施者の提供要求【番号利用法第 14 条】

【マイナンバー法第 14 条】

個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

- 2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第 19 条第 4 号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第 30 条の 9 から第 30 条の 12 までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第 30 条の 9 に規定する機構保存本人確認情報をいう。第 19 条第 4 号及び第 48 条において同じ。）の提供を求めることができる。

『個人番号利用事務等実施者』は、『個人番号利用事務』等を処理するために必要がある場合には、本人または他の『個人番号利用事務等実施者』に対して、『個人番号』の提供を求めることができる（マイナンバー法第 14 条第 1 項）。

『マイナンバー法施行令』第 11 条に規定する『個人番号利用事務実施者』は、『個人番号利用事務』を処理するために必要がある場合には、機構に対して、『機構保存本人確認情報』の提供を求めることができる（マイナンバー法第 14 条第 2 項）。

【マイナンバー法施行令第 11 条】

法第 14 条第 2 項の政令で定める個人番号利用事務実施者は、住民基本台帳法別表第 1 から別表第 4 までの上欄に掲げる者及び同法第 30 条の 10 第 1 項第 2 号、第 30 条の 11 第 1 項第 2 号又は第 30 条の 12 第 1 項第 2 号に掲げる場合においてこれらの号に規定する求めをした者とする。

何人も、『特定個人情報』の提供を受けることができる場合を除き、他人に対して、『個人番号』の提供を求めてはならない（マイナンバー法第 15 条）。

【マイナンバー法第 15 条】

何人も、第 19 条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第 20 条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

また、『個人番号利用事務等実施者』は、本人から『個人番号』の提供を受ける場合には、当該提供をする者から、『個人番号カード』または『通知カード』及び当該『通知カード』に記載された事項がその者に関するものであることを証する書類の提示を受けたり、これらに代わるべきその者が、本人であることを確認するための措置を執らなければならない（マイナンバー法第16条）。

【マイナンバー法第16条】

個人番号利用事務等実施者は、第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けると又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

ここでいう「政令で定める措置」とは、『個人番号』の提供を行う者から、住民票の写し、住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び『個人番号』が記載されたもの（マイナンバー法施行令第12条第1項第1号）、『個人識別事項』が記載された書類であって、写真の表示等の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が、当該『個人識別事項』により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるもの（マイナンバー法施行令第12条第1項第2号）の提示を受けること等の措置のことをいう（マイナンバー法施行令第12条第1項柱書）。

【マイナンバー法施行令第12条第1項】

法第16条の政令で定める措置は、個人番号の提供を行う者から次に掲げる書類の提示を受けるとその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置とする。

- 一 住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
- 二 前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第3項において「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

また、『個人番号利用事務等実施者』は、本人の代理人から『個人番号』の提供を受ける場合には、その者から、『個人識別事項』が記載された書類であって、本人の代理人として『個人番号』の提供をすることを証明するもの（マイナンバー法施行令第12条第2項第1号）、『個人識別事項』が記載された書類であって、写真の表示等の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該『個人識別事項』により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるもの（マイナンバー法施行令第12条第2項第2号）、本人に関する『個人番号カード』、『通知カード』、住民票の写しや住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び『個人番号』が記載されたもの（マイナンバー法施行令第12条第2項第3号）の提示を受けること等の措置を執らなければならない（マイナンバー法施行令第12条第2項柱書）。

【マイナンバー法施行令第12条第2項】

- 2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受けるとその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならない。
 - 一 個人識別事項が記載された書類であって、当該個人識別事項により識別される特定の個人が本人の依頼により又は法

- 令の規定により本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして主務省令で定めるもの
- 二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの
- 三 本人に係る個人番号カード、通知カード又は前項第1号に掲げる書類その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であって主務省令で定めるもの

この規定は、住所地市町村長が代理人を通じた『個人番号指定請求書』の提出を受ける場合について準用する（マイナンバー法施行令第3条第7項）。

- 【マイナンバー法施行令第3条第7項】
- 7 第12条第2項の規定は、住所地市町村長が前項の規定による代理人を通じた個人番号指定請求書の提出を受ける場合について準用する。

本人であることを確認するための措置は、住所地市町村長が『個人番号指定請求書』の提出を受ける場合についても行う（マイナンバー法施行令第3条第2項）。

- 【マイナンバー法施行令第3条第2項】
- 2 法第16条の規定は、住所地市町村長が前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける場合について準用する。

6 個人番号カード

『個人番号カード』とは、『マイナンバーカード』のことである。『マイナンバー制度』は、この『マイナンバーカード』の利用を多分に想定している。ここでは、この『個人番号カード』に関する『マイナンバー法』上の手続きについて紹介する。

(1) 個人番号カードの交付等

① 個人番号カードの交付【マイナンバー法第17条第1項】

- 【マイナンバー法第17条第1項】
- 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

市区町村長は、当該市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対して、交付申請者の申請により、その者に関する『個人番号カード』を交付する（マイナンバー法第17条第1項前段）。

申請方法は、その交付を受けようとする旨、その他『総務省令』で定める事項を記載し、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、住所地市町村長に対して、提出をすることによって行う（マイナンバー法施行令第13条第1項前段）。

- 【マイナンバー法施行令第13条第1項】
- 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条及び附則第4条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情があるときは、当該市町村長（次項ただし書において「経由市町村長」という。）を経由して、交付申請書を提出することができる。

この交付申請書は、原則として、交付申請者が、署名または記名押印をし（マイナンバー法に関する総務省令第20条本文）、住所地市町村長に対して、提出をする。

【マイナンバー法に関する総務省令第20条】

交付申請者は、令第13条第1項前段に規定する交付申請書（以下「交付申請書」という。）に署名し、又は記名押印しなければならない。ただし、総務大臣の定める方法により交付申請書を提出する場合には、この限りでない。

『マイナンバー法施行令』第13条第1項前段の「総務省令で定める事項」とは、交付申請者の氏名、住所、『個人番号』または生年月日、性別である（マイナンバー法に関する総務省令第21条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第21条】

令第13条第1項前段の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別（第35条第1項の規定により同項第3号に掲げる事務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行う場合には、交付申請者の氏名、住所及び個人番号（交付申請者が通知カードとともに発送される交付申請書の用紙を用いる場合には、交付申請者の氏名、住所、生年月日及び性別）とする。

交付申請書に添付する写真については、申請前6ヶ月以内に撮影した無帽・正面・無背景のものとの指定がある（マイナンバー法に関する総務省令第22条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第22条】

令第13条第1項前段の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景のものとする。

法人が、2人以上の交付申請者の交付申請書を取りまとめ得る場合（マイナンバー法に関する総務省令第22条の2第1号）、交付申請者が、東日本大震災により、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難している場合（マイナンバー法に関する総務省令第22条の2第2号）、交付申請者が、DVの被害者で、その生命・身体に危害を受ける危険があり、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住している場合（マイナンバー法に関する総務省令第22条の2第3号）、交付申請者が、ストーカー行為等の被害を受け、つきまとい等をされる危険があり、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住している場合（マイナンバー法に関する総務省令第22条の2第4号）、交付申請者が、児童虐待を受け、再び児童虐待を受ける危険や、児童の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたす危険があり、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住している場合（マイナンバー法に関する総務省令第22条の2第5号）、これらの事情に準ずると住所地市町村長が認める事情がある場合（マイナンバー法に関する総務省令第22条の2第6号）。等、住所地市町村長以外の市区町村長を経由して交付申請書を提出することが、当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとする事情がある場合には、経由市町村長を経由して、交付申請書を提出することができる（マイナンバー法施行令第13条第1項後段）。

【マイナンバー法に関する総務省令第22条の2】

令第13条第1項後段の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- 一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号において同じ。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて2以上の交付申請者に係る交付申請書を取りまとめ得ることができること。
- 二 交付申請者が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事

故による災害をいう。)の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。

三 交付申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

四 交付申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

五 交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育、懲戒その他児童（18歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

六 第2号から前号までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。

交付申請を受ける場合、当該市区町村長は、交付申請者から、『通知カード』の返納及び書類の提示を受け、住民票の写し等（マイナンバー法施行令第12条第1項第1号）、『個人識別事項』と写真の表示等から、本人であることを確認することができる書類（マイナンバー法施行令第12条第1項第2号）の提示を受けること等の措置を執らなければならない（マイナンバー法第17条第1項後段）。

また、住所地市町村長は、交付申請書の提出を受けた場合には、交付申請者に対して、当該市区町村の事務所への出頭を求めて、『個人番号カード』を交付する（マイナンバー法施行令第13条第2項本文）。

【マイナンバー法施行令第13条第2項】

2 住所地市町村長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、交付申請者に対し、当該市区町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、同項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（同項後段の場合にあっては、經由市町村長が指定する場所）に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めなく、個人番号カードを交付することができる。

但し、交付申請者が、住所地市町村長が指定する場所に出頭して、交付申請書の提出をした場合には、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして、名宛人本人に限り交付し、または、配達する方法（マイナンバー法に関する総務省令第23条の2）により、当該事務所への出頭を求めなく、『個人番号カード』を交付することができる（マイナンバー法施行令第13条第2項但し書き）。

【マイナンバー法に関する総務省令第23条の2】

令第13条第2項ただし書の総務省令で定める方法は、名宛人本人に限り交付し、又は配達する方法（名宛人であることの確認を行うことにより交付又は配達するものに限る。）とする。

交付申請者が、『個人番号カード』の交付を受ける場合には、当該交付申請者は、当該『個人番号カード』に4桁の数字から構成される暗証番号を設定する（マイナンバー法に関する総務省令第33条第1項）。

つまり、『個人番号カード』には、必ず、暗証番号が設定されることとなる。

【マイナンバー法に関する総務省令第33条第1項】

令第13条第2項本文又は第3項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに4桁の数字からなる暗証番号（以下この条において「暗証番号」という。）を設定しなければならない。

交付申請者が、住所地市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書の提出をした場合（マイナンバー法施行令第13条第2項但し書き）には、暗証番号を住所地市町村長に届け出ること（マイナンバー法に関する総務省令第33条第2項前段）により、当該事務所への出頭を求めることなく、『個人番号カード』を交付することができ（マイナンバー法施行令第13条第2項但し書き）、住所地市町村長は、当該『個人番号カード』に当該暗証番号を設定することとなる（マイナンバー法に関する総務省令第33条第2項後段）。

【マイナンバー法に関する総務省令第33条第2項】

2 令第13条第2項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長（当該交付申請者が同条第1項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、同項後段に規定する経由市町村長を経由して住所地市町村長）に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

住所地市町村長は、やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められる場合には、当該交付申請者の指定した代理人に対して、『個人番号カード』を交付することができる（マイナンバー法施行令第13条第3項前段）。

【マイナンバー法施行令第13条第3項】

- 3 住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、住所地市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。
- 一 個人識別事項が記載された書類であって、当該個人識別事項により識別される特定の個人が当該交付申請者の依頼により又は法令の規定により当該交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明するものとして主務省令で定めるもの
 - 二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの
 - 三 当該交付申請者の個人識別事項が記載され、及び当該交付申請者の写真が表示された書類であって主務省令で定めるもの

この場合、住所地市町村長は、代理人から、本人の出頭が困難であることの疎明資料、代理人として『個人番号カード』の交付を受けることを証明するもの（マイナンバー法施行令第13条第3項第1号）、代理人の本人確認証明書類（マイナンバー法施行令第13条第3項第2号）、本人の本人確認証明書類（マイナンバー法施行令第13条第3項第3号）、の提示を受けなければならない（マイナンバー法施行令第13条第3項柱書）、当該代理人は、暗証番号を届け出なければならない（マイナンバー法に関する総務省令第33条第3項前段）。

【マイナンバー法に関する総務省令第33条第3項】

3 令第13条第3項の規定により交付申請者の指定した者（当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同

じ。)が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

この場合、住所地市町村長は、当該『個人番号カード』に当該暗証番号を設定することとなる(マイナンバー法に関する総務省令第33条第3項後段)。

また、法定代理人が、住所地市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書の提出をした場合(マイナンバー法施行令第13条第2項但し書き)には、暗証番号を住所地市町村長に届け出ること(マイナンバー法に関する総務省令第33条第2項前段)により、当該事務所への出頭を求めることなく、『個人番号カード』を交付することができ(マイナンバー法施行令第13条第2項但し書き)、住所地市町村長は、当該『個人番号カード』に当該暗証番号を設定する(マイナンバー法に関する総務省令第33条第2項後段)。

住所地市町村長は、『個人番号カード』を交付する場合には、交付申請者に対して、『通知カード』の返納を求める(マイナンバー法施行令第13条第4項)。

【マイナンバー法施行令第13条第4項】

4 住所地市町村長は、前2項の規定により個人番号カードを交付するに当たっては、交付申請者に対し、通知カードの返納を求めるものとする。

つまり、同一人が、『通知カード』と『個人番号カード』の双方の交付を受けることは絶対にある得ない。

また、『個人番号カード』の交付を受けている者が、当該『個人番号カード』が有効である場合に、重ねて『個人番号カード』の交付を受けることもできない(マイナンバー法に関する総務省令第24条)。つまり、1人について、『通知カード』または『個人番号カード』のうち1枚のみが交付されることとなる。

【マイナンバー法に関する総務省令第24条】

個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードが有効な限り、重ねて個人番号カードの交付を受けることができない。

上記の『通知カード』の返納については、交付申請書の提出同様、代理人を通じてすることができる(マイナンバー法施行令第13条第5項)。

【マイナンバー法施行令第13条第5項】

5 第3条第6項の規定は、第1項の規定による交付申請書の提出及び前項の規定による通知カードの返納について準用する。

『個人番号カード』の交付を受けている者は、『個人番号カード』を利用するに際して、住所地市町村長等から、暗証番号の入力を求められた場合や、住所地市町村長以外の市区町村長等から、住民基本台帳法上の事務や、当該事務の処理に関して、『本人確認情報』の提供を求めることができることとされているものの遂行のために必要がある場合において、暗証番号の入力を求められた場合には、入力装置に暗証番号を入力しなければならない(マイナンバー法に関する総務省令第33条第4項)。

【マイナンバー法に関する総務省令第33条第4項】

4 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは住民基本台帳法別表第1の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から同法に規

定する事務若しくはその処理する事務であって同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。

市区町村長は、交付する『個人番号カード』に、記載事項を記載する場合には、本人に関する住民票に記載されている事項を記載する（マイナンバー法に関する総務省令第18条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第18条】

第8条の規定は、住所地市町村長が個人番号カードに法第2条第7項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。

住所地市町村長は、交付した『個人番号カード』に関する交付申請書を、その受理した日から、15年間保存しなければならない（マイナンバー法に関する総務省令第23条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第23条】

住所地市町村長は、法第17条第1項の規定により交付した個人番号カードに係る交付申請書を、その受理した日から15年間保存するものとする。

また、住所地市町村長は、『個人番号カード』の交付が、錯誤に基づいてされた場合や、過失によってされた場合で、当該『個人番号カード』を返納させる必要があると認める場合には、当該『個人番号カード』の交付を受けている者に対し、当該『個人番号カード』の返納を命ずることができ（マイナンバー法施行令第16条第1項）、書面により通知をする（マイナンバー法施行令第16条第2項前段）。

【マイナンバー法施行令第16条】

住所地市町村長は、法第17条第1項の規定による個人番号カードの交付又は同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。

- 2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

『個人番号カード』の交付を受けている者から、『個人番号カード』の返納を受けた市区町村長は、返納された『個人番号カード』を廃棄しなければならない（マイナンバー法施行令第17条）。

【マイナンバー法施行令第17条】

個人番号カードの返納を受けた市町村長は、返納された個人番号カードを廃棄しなければならない。

② 転入をする場合【番号利用法第17条第2項】

【マイナンバー法第17条第2項】

- 2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

『個人番号カード』の提出を受けた市区町村長は、当該『個人番号カード』について、カード記録事項の変更等の当該『個人番号カード』の適切な利用を確保するために必要な措置を講じた上で、本人に対して、当該『個人番号カード』を返還する（マイナンバー法第17条第3項）。

【マイナンバー法第17条第3項】

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

住所地市町村長は、『個人番号カード』の返還が、錯誤に基づいてされた場合や、過失によってされた場合で、当該『個人番号カード』を返納させる必要があると認める場合には、当該『個人番号カード』の交付を受けている者に対し、当該『個人番号カード』の返納を命ずることができ（マイナンバー法施行令第 16 条第 1 項）、書面により通知をする（マイナンバー法施行令第 16 条第 2 項前段）。

③ 記載事項の変更をする場合【マイナンバー法第 17 条第 4 項】

【マイナンバー法第 17 条第 4 項】

4 第 2 項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から 14 日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

『個人番号カード』の交付を受けている者は、カード記録事項に変更があった場合には、その変更があった日から 14 日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該『個人番号カード』を提出しなければならない（マイナンバー法第 17 条第 4 項前段）。

この場合、『個人番号カード』の提出を受けた市区町村長は、当該『個人番号カード』について、カード記録事項の変更をした上で、当該『個人番号カード』を返還する（マイナンバー法第 17 条第 4 項後段）。

④ 紛失をした場合【マイナンバー法第 17 条第 5 項】

【マイナンバー法第 17 条第 5 項】

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

『個人番号カード』の交付を受けている者は、当該『個人番号カード』を紛失した場合には、直ちに、当該『個人番号カード』を紛失した旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

『個人番号カード』の交付を受けている者は、『個人番号カード』を紛失した場合（焼失した場合、著しく損傷した場合、『個人番号カード』の機能が損なわれた場合を含む）には、住所地市町村長に対して、『個人番号カード』の再交付を受けようとする旨及びその事由、当該『個人番号カード』の交付を受けている者の氏名・住所・個人番号または生年月日・性別を記載し、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、『個人番号カード』の再交付を求めることができる（マイナンバー法に関する総務省令第 28 条第 1 項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第 28 条第 1 項】

個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、住所地市町村長に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別（第 35 条第 1 項の規定により同項第 3 号に掲げる事務を機構が行う場合には、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号）を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。

『個人番号カード』が著しく損傷した場合や『個人番号カード』の機能が損なわれた場合、『個人番号カード』の再交付を受けようとする者は、当該『個人番号カード』を返納の上、再交付を

求めなければならない（マイナンバー法に関する総務省令第28条第2項）。

これは、1人1枚の原則を遵守する趣旨の規定である。

【マイナンバー法に関する総務省令第28条第2項】

2 前項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。

ゆえに、『個人番号カード』を紛失したり、焼失したりした場合には、返納せずとも、再交付を求めることができる（マイナンバー法に関する総務省令第28条第2項反対解釈）。

但し、この場合、再交付申請書に疎明資料の添付が必要となる（マイナンバー法に関する総務省令第28条第3項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第28条第3項】

3 第1項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合には、同項に規定する再交付申請書に、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した事実を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

再交付申請書に添付する写真は、申請前6ヶ月以内撮影した無帽・正面・無背景のもの（番号利用法に関する総務省令第22条）であり、住所地市町村長は、申請書の受理日から、15年間保存（マイナンバー法に関する総務省令第23条）しなければならない（マイナンバー法に関する総務省令第28条第7項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第28条第7項】

7 第22条の規定は第1項に規定する再交付申請書に添付する写真について、第23条の規定は第1項に規定する再交付申請書の保存について、それぞれ準用する。

交付を受けていた『個人番号カード』は、再交付申請書を提出した時点で、その効力を失う（マイナンバー法に関する総務省令第28条第4項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第28条第4項】

4 第1項に規定する場合に該当することとなった個人番号カードは、同項の規定により個人番号カードの再交付の求めがあったときに、その効力を失うものとする。

紛失した『個人番号カード』を発見した場合には、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない（マイナンバー法に関する総務省令第30条）。

【マイナンバー法に関する総務省令第30条】

法第17条第5項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき（第11条第5項及び第28条第5項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

この場合、『個人番号カード』の再交付を受けた者は、その旨、その者の氏名・住所を記載した書面を添えて、発見した『個人番号カード』を、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない（マイナンバー法に関する総務省令第28条第5項）。

発見した『個人番号カード』は、再交付申請書を提出した時点で、失効しているために、発見した『個人番号カード』の方を返納する。

【マイナンバー法に関する総務省令第28条第5項】

5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

⑤ 有効期間が満了した場合【マイナンバー法第17条第6項】

【マイナンバー法第17条第6項】

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

『個人番号カード』は、その有効期間が満了した場合に、失効する。

『個人番号カード』の有効期間は、『個人番号カード』の発行の日において20歳以上の者の場合については、当該発行の日後のその者の10回目の誕生日まで（マイナンバー法に関する総務省令第26条第1号）であり、『個人番号カード』の発行の日において20歳未満の者の場合については、当該発行の日後のその者の5回目の誕生日まで（マイナンバー法に関する総務省令第26条第2号）である。2月29日生まれの者については、閏年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす（マイナンバー法に関する総務省令第26条第2項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第26条】

個人番号カードの有効期間は、次の各号に掲げる個人番号カードの交付を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 個人番号カードの発行の日において20歳以上の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の10回目の誕生日まで
 - 二 個人番号カードの発行の日において20歳未満の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の5回目の誕生日まで
- 2 個人番号カードの交付を受ける者の誕生日が2月29日である場合における前項の規定の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。

再交付される『個人番号カード』の有効期限も同様である（マイナンバー法に関する総務省令第28条第6項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第28条第6項】

6 再交付される個人番号カードについて第26条の規定を適用する場合には、同条第1項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの発行の日」と、同条第2項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。

また、『個人番号カード』の交付を受けている者は、当該『個人番号カード』の有効期間が満了する日までの期間が3ヶ月未満となった場合や追記欄の余白がなくなった場合等の住所地市町村長が特に必要と認める場合には、当該個人番号カードの有効期間内においても、住所地市町村長に対して、当該『個人番号カード』を提示して、新たな『個人番号カード』の交付を求めることができる（マイナンバー法に関する総務省令第29条第1項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第29条第1項】

個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3ヶ月未満となった場合又は追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合には、第24条の規定にかかわらず、住所地市町村長に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。

この場合、住所地市町村長は、新たな『個人番号カード』の交付を求める者に対して、その者が現に所有する『個人番号カード』と引換えに、新たな『個人番号カード』を交付しなければならない（マイナンバー法に関する総務省令第29条第2項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第29条第2項】

- 2 住所地市町村長は、前項の求めがあった場合には、その者に対し、その者が現に有する個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。

新たな『個人番号カード』の有効期限は『個人番号カード』の有効期限と同様である（マイナンバー法に関する総務省令第29条第3項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第29条第3項】

- 3 前項の規定により交付される新たな個人番号カードについて第26条の規定を適用する場合には、同条第1項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「第29条第2項の規定により交付される新たな個人番号カード（以下この条において「新たな個人番号カード」という。）の有効期間」と、「個人番号カードの交付を受ける者」とあるのは「新たな個人番号カードの交付を受ける者」と、同項第1号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「10回目」とあるのは「10回目（従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合にあっては、11回目）」と、同項第2号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「5回目」とあるのは「5回目（従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合にあっては、6回目）」と、同条第2項中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」とする。

また、『個人番号カード』の交付を受けている者が、国外転出の場合（マイナンバー法施行令第14条第1号）、転出届をした場合に、転入届を行わず、転出予定日から30日を経過し、または、転入日から14日を経過した場合（マイナンバー法施行令第14条第2号）、転出届をした場合に、転入届をした市区町村長に『個人番号カード』の提出を行わず、転入届をした日から90日を経過し、または、当該市区町村から転出をした場合（マイナンバー法施行令第14条第3号）、死亡した場合（マイナンバー法施行令第14条第4号）、住民基本台帳法の適用を受けなくなった場合（マイナンバー法施行令第14条第5号）、住民票が消除された場合（マイナンバー法施行令第14条第6号）、住民票コードの修正が行われた場合（マイナンバー法施行令第14条第7号）や、返納を求められた『個人番号カード』については、返納時、記載修正時のいずれかの場合（マイナンバー法施行令第14条第8号）、『個人番号カード』が返納された場合（マイナンバー法施行令第14条第9号）、返納を命じられた『個人番号カード』について、その旨を通知した場合（マイナンバー法施行令第14条第10号）にも、『個人番号カード』は失効する。

【マイナンバー法施行令第14条】

法第17条第6項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 個人番号カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき。
- 二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、その者が最初の転入届（住民基本台帳法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をいう。次号において同じ。）を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から30日を経過し、又は転入をした日から14日を経過したとき。
- 三 個人番号カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、その者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該個人番号カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から90日を経過し、又はその者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。
- 四 個人番号カードの交付を受けている者が死亡したとき。
- 五 個人番号カードの交付を受けている者が住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。
- 六 個人番号カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出届（国外への転出に係るものを除く。）に

基づき当該住民票が削除されたとき、住民基本台帳法施行令第8条の2の規定により当該住民票が削除されたとき及び第1号又は前2号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が削除されたときを除く。。

七 個人番号カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

八 第3条第5項又は第4条第2項の規定により返納を求められた個人番号カードにあっては、当該個人番号カードが返納されたとき又は当該個人番号カードの返納を求められた者に係る住民票に記載されている個人番号について記載の修正が行われたときのいずれか早いとき。

九 次条第4項の規定により返納された個人番号カードにあっては、当該個人番号カードが返納されたとき。

十 第16条第1項の規定により返納を命ぜられた個人番号カードにあっては、同条第2項の規定により個人番号カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

当該『個人番号カード』の有効期間が満了した場合には、当該『個人番号カード』を住所地市町村長に返納しなければならない（マイナンバー法第17条第7項）。

【マイナンバー法第17条第7項】

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

また、『個人番号カード』の交付を受けている者が、転出届をした場合に、転入届をした市区町村長に『個人番号カード』の提出を行わず、転入届をした日から90日を経過し、または、当該市区町村から転出をした場合（マイナンバー法施行令第14条第3号）、住民票コードの修正が行われた場合（マイナンバー法施行令第14条第7号）に該当した場合（マイナンバー法施行令第15条第1項第1号）、『個人番号指定請求書』が提出され、従前の『個人番号』に代えて『個人番号』を指定しようとする者が、『通知カード』または『個人番号カード』の交付を受けている者である場合（マイナンバー法施行令第3条第5項）や、当該市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者の『個人番号』が漏洩し、不正に用いられる危険があると認められる場合で、従前の『個人番号』に代えて『個人番号』を指定しようとする者に対して、当該指定をしようとする理由を通知し、その者が『通知カード』または『個人番号カード』の交付を受けている者である場合（マイナンバー法施行令第4条第2項）に、『個人番号カード』の返納を求められた場合（マイナンバー法施行令第15条第1項第2号）、『個人番号カード』の交付が、錯誤に基づいてされた場合や、過失によってされた場合で、当該『個人番号カード』を返納させる必要があると認める場合（マイナンバー法施行令第16条第1項）、にも、当該『個人番号カード』を住所地市町村長に返納しなければならない（マイナンバー法第17条第7項及びマイナンバー法施行令第15条第1項）。

【マイナンバー法施行令第15条第1項及び第2項】

法第17条第7項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第3号又は第7号に該当したとき。
 - 二 第3条第5項又は第4条第2項の規定により個人番号カードの返納を求められたとき。
 - 三 次条第1項の規定により個人番号カードの返納を命ぜられたとき。
- 2 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードの有効期間が満了した場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

『個人番号カード』の交付を受けている者は、これらのいずれかの場合に該当する場合や『個

人番号カード』の有効期間が満了した場合には、『個人番号カード』を返納する理由と、氏名及び住所（マイナンバー法に関する総務省令第31条）を記載した書面を添えて、当該『個人番号カード』を、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない（マイナンバー法施行令第15条第2項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第31条】

令第15条第2項及び第3項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

『個人番号カード』の交付を受けている者が、国外転出の場合（マイナンバー法施行令第14条第1号）、転出届をした場合に、転入届を行わず、転出予定日から30日を経過し、または、転入日から14日を経過した場合（マイナンバー法施行令第14条第2号）、住民基本台帳法の適用を受けなくなった場合（マイナンバー法施行令第14条第5号）、住民票が消除された場合（マイナンバー法施行令第14条第6号）のいずれかに該当した場合には、『個人番号カード』を返納する理由と、氏名及び住所（マイナンバー法に関する総務省令第31条）を記載した書面を添えて、直近に住民票の記載をした市区町村長に、当該『個人番号カード』を、遅滞なく、返納しなければならない（マイナンバー法施行令第15条第3項）。

【マイナンバー法施行令第15条第3項】

3 個人番号カードの交付を受けている者は、前条第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当した場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、その者につき直近に住民票の記載をした市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

市区町村長は、国外転出を原因として『個人番号カード』の返納を受けた場合（マイナンバー法施行令第14条第1号）には、これに国外への転出により返納を受けた旨を表示して、当該『個人番号カード』を返納した者に還付し（マイナンバー法に関する総務省令第32条第1項）、当該『個人番号カード』を廃棄したものとみなす（マイナンバー法に関する総務省令第32条第2項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第32条】

市町村長は、令第15条第3項の規定により個人番号カードの返納を受けた場合（令第14条第1号に該当して個人番号カードの返納を受けた場合に限る。）においては、これに国外への転出により返納を受けた旨を表示し、当該個人番号カードを返納した者に還付するものとする。

2 前項の規定により市町村長が個人番号カードを還付したときは、令第十七条の規定により当該個人番号カードを廃棄したものとみなす。

『個人番号カード』の交付を受けている者は、いつでも、『個人番号カード』を住所地市町村長に返納することができる（マイナンバー法施行令第15条第4項）。

【マイナンバー法施行令第15条第4項】

4 個人番号カードの交付を受けている者は、いつでも、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納することができる。

『個人番号カード』の返納については、代理人を通じてすることができる（マイナンバー法施行令第15条第5項）。

【マイナンバー法施行令第15条第5項】

5 第3条第6項の規定は、前3項の規定による個人番号カードの返納について準用する。

⑥ 個人番号カードの様式等【マイナンバー法第17条第8項】

【マイナンバー法第17条第8項】

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

『個人番号カード』の様式等の『個人番号カード』に関し必要な事項は、『マイナンバー法に関する総務省令』で規定することとなっている。

(2) 個人番号カードの利用【マイナンバー法第 18 条】

【マイナンバー法第 18 条】

個人番号カードは、第 16 条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第 2 号の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

- 一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- 二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって政令で定めるもの 当該事務

市区町村の機関は、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（番号利用法第 18 条第 1 号）、特定の個人を識別して行う事務を処理する『行政機関』等で、政令で定めるものは、本人にあらかじめ同意を得て（番号利用法施行令第 18 条第 1 項）、当該事務（番号利用法第 18 条第 2 号）を処理するために、『個人番号カード』の『カード記録事項』が記録された部分と区分された部分に、必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる（マイナンバー法第 18 条柱書前段）。

【マイナンバー法施行令第 18 条第 1 項】

法第 18 条第 2 号に掲げる者が、同条の規定により個人番号カードを利用するときは、あらかじめ、当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。

『マイナンバー法』第 18 条第 2 号における「政令で定めるもの」とは、国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する『行政機関』等（マイナンバー法施行令第 18 条第 2 項第 1 号）、地方公共団体に対して、申請や届出等の手続きを行ったり、地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理したりする地方公共団体の機関（マイナンバー法施行令第 18 条第 2 項第 2 号）、地方独立行政法人に対して、申請や届出等の手続きを行ったり、地方独立行政法人から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理したりする地方独立行政法人（マイナンバー法施行令第 18 条第 2 項第 3 号）、国民の利便性の向上に資するものとして、総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（マイナンバー法施行令第 18 条第 2 項第 4 号）のことをいう。

【マイナンバー法施行令第 18 条第 2 項】

- 2 法第 18 条第 2 号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構
 - 二 地方公共団体に対し申請、届出その他の手続きを行い、又は地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（法第 18 条第 1 号に定める事務を除く。）を処理する地方公共団体の機関
 - 三 地方独立行政法人に対し申請、届出その他の手続きを行い、又は地方独立行政法人から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方独立行政法人

四 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）

『個人番号カード』を本人確認のために利用する以外で利用する場合には、これらの者は、『カード記録事項』の漏洩・滅失・毀損・その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして、総務大臣が定める基準に従って『個人番号カード』を取り扱わなければならない（マイナンバー法第18条柱書後段）。

7 特定個人情報の提供

『マイナンバー制度』は、『特定個人情報』をいかに利用するかが重要となる。ここでは、この『特定個人情報』に関する『マイナンバー法』上の手続きについて紹介する。

(1) 特定個人情報の提供の制限等

① 特定個人情報の提供

A 特定個人情報の提供の原則禁止【マイナンバー法第19条柱書】

【マイナンバー法第19条柱書】

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

『特定個人情報』の提供は、原則として、禁止されている。

B 特定個人情報の提供の禁止の適用除外

『特定個人情報』の提供は、例外として、認められている場合がある。

a 個人番号利用事務のための提供【マイナンバー法第19条第1号】

【マイナンバー法第19条第1号】

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条第1項、厚生年金保険法第100条の2第5項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。

『個人番号利用事務実施者』は、『個人番号利用事務』を処理するために、例外として、必要な限度で、本人・その代理人・個人番号関係事務実施者に対して、『特定個人情報』を提供することができる。

b 個人番号関係事務のための提供【マイナンバー法第19条第2号】

【マイナンバー法第19条第2号】

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第11号に規定する場合を除く。）

『個人番号関係事務実施者』は、『個人番号関係事務』を処理するために、例外として、必要な限度で、『特定個人情報』を提供することができる。

c 本人または代理人の提供【マイナンバー法第19条第3号】

【マイナンバー法第19条第3号】

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

本人またはその代理人は、本人が行うことから、例外として、『個人番号利用事務等実施者』に対して、当該本人の『個人番号』を含む『特定個人情報』を提供することができる。

d 機構の提供【マイナンバー法第 19 条第 4 号】

【マイナンバー法第 19 条第 4 号】

四 機構が第 14 条第 2 項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

『地方公共団体情報システム機構』は、『マイナンバー法施行令』11 条に規定する『個人番号利用事務実施者』から、『個人番号利用事務』を処理するために必要があるとして求められた場合（マイナンバー法第 14 条第 2 項）には、例外として、当該『個人番号利用事務実施者』に対して、『機構保存本人確認情報』を提供することができる。

e 事業承継による提供【マイナンバー法第 19 条第 5 号】

【マイナンバー法第 19 条第 5 号】

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

『特定個人情報』の取扱いの全部または一部の委託・合併・その他の事由による事業の承継があった場合には、『特定個人情報』の提供が不可欠となることから、例外として、『特定個人情報』を提供することができる。

f 住民票の記載等のための提供【マイナンバー法第 19 条第 6 号】

【マイナンバー法第 19 条第 6 号】

六 住民基本台帳法第 30 条の 6 第 1 項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

市区町村長は、住民票の記載・削除・記載事項の全部または一部の変更・その他『マイナンバー法施行令』第 19 条で定める住民基本台帳法上の事務（全部または一部の記載を省略した住民票の写しの交付事務、住民票の記載・削除・記載事項の全部または一部の変更等に関する『特定個人情報』の都道府県から『地方公共団体情報システム機構』への通知事務、開示請求に対する開示事務）を行う場合には、例外として、都道府県に対して、当該住民票に関する『特定個人情報』を提供することができる。

【マイナンバー法施行令第 19 条】

法第 19 条第 6 号の政令で定める住民基本台帳法の規定は、同法第 12 条第 5 項（同法第 30 条の 51 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 30 条の 7 第 1 項又は第 30 条の 32 第 2 項の規定その他主務省令で定める同法の規定とする。

g 特定の事務のための提供【マイナンバー法第 19 条第 7 号】

【マイナンバー法第 19 条第 7 号】

七 別表第 2 の第 1 欄に掲げる者（法令の規定により同表の第 2 欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第 3 欄に掲げる者（法令の規定により同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

情報提供者は、『マイナンバー法施行令』第 21 条の規定により、情報照会者に対して、例外として、特定の事務を処理するために必要な情報提供者の保有する『特定個人情報ファイル』に記録された『特定個人情報』を『情報提供ネットワークシステム』を使用して提供することができ

る。

【マイナンバー法施行令第21条】

情報照会者による法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求めは、総務省令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して総務大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

情報照会者による情報提供者に対する特定の事務を処理するために必要な、情報提供者の保有する『特定個人情報ファイル』に記録された、『特定個人情報』の『情報提供ネットワークシステム』を使用しての提供の求めは、電子計算機の操作によるもの（マイナンバー法に関する総務省令第44条第1項）とし、情報照会者の使用に関する電子計算機から、『情報提供ネットワークシステム』を使用して、総務大臣の使用に関する電子計算機に、当該『特定個人情報』に関する本人の『情報提供用個人識別符号』・当該『特定個人情報』の項目・当該『特定個人情報』を保有する情報提供者の名称・提供の求めをした情報照会者の名称（マイナンバー法に関する総務省令第44条第2項第1号）、提供の求めに関する事務を司る組織の名称（マイナンバー法に関する総務省令第44条第2項第2号）、情報照会者の処理する事務（マイナンバー法に関する総務省令第44条第2項第3号）等の事項を送信する方法により行う。

【マイナンバー法に関する総務省令第44条】

令第21条の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 令第21条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第19条第7号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称
- 二 法第19条第7号の規定による提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称
- 三 第1号の情報照会者の処理する事務
- 四 法第19条第7号の規定による提供の求めの事実が法第23条第2項各号のいずれかに該当する場合はその旨
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

ここでいう「情報提供用個人識別符号」とは、情報照会者が、特定の事務を処理するために必要な、情報提供者の保有する『特定個人情報ファイル』に記録された『特定個人情報』を、『情報提供ネットワークシステム』を使用して提供を受ける場合、または、情報提供者が、特定の事務を処理するために必要な、情報提供者の保有する『特定個人情報ファイル』に記録された、『特定個人情報』を『情報提供ネットワークシステム』を使用して提供をする場合に、それらを管理するために、総務大臣から取得することができる『個人番号』に代わって用いることができる、特定の個人を識別する符号のことをいう（マイナンバー法施行令第20条第1項）。

【マイナンバー法施行令第20条第1項】

情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号（以下「情報提供用個人識別符号」という。）を、総務大臣から取得することができる。

情報照会者等が、総務大臣から、この『情報提供用個人識別符号』を取得しようとする場合には、『地方公共団体情報システム機構』に対して、特定の個人の『個人番号』等の通知事項を通知することによって行う（マイナンバー法施行令第20条第2項）。

【マイナンバー法施行令第 20 条第 2 項】

2 情報照会者等は、情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、機構に対し、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の個人番号その他総務省令で定める事項（次項において「通知事項」という。）を通知するものとする。

この通知は、情報照会者等の電子計算機から、電気通信回線を通じて、『地方公共団体情報システム機構』の電子計算機に通知事項を送信する方法（マイナンバー法施行令第 20 条第 3 項第 1 号）、または、情報照会者等から、通知事項を記録した電磁的記録媒体を『地方公共団体情報システム機構』に送付する方法（マイナンバー法施行令第 20 条第 3 項第 2 号）によって行う（マイナンバー法施行令第 20 条第 3 項柱書）。

【マイナンバー法施行令第 20 条第 3 項】

3 前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、情報照会者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に通知事項を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。第 30 条において同じ。）を機構に送付する方法

後者の方法による通知を、『地方公共団体情報システム機構』が受けた場合には、『地方公共団体情報システム機構』は、総務大臣に対して、当該特定の個人に関する住民票に記載された住民票コードを通知する（マイナンバー法施行令第 20 条第 4 項）。

【マイナンバー法施行令第 20 条第 4 項】

4 機構は、情報照会者等から第 2 項の規定による通知を受けたときは、総務大臣に対し、同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

総務大臣が、この『地方公共団体情報システム機構』からの住民票コードの通知を受けた場合において、情報照会者等が、特定の個人に関する『情報提供用個人識別符号』をまだ取得していない場合については、『情報提供ネットワークシステム』を使用して、当該特定の個人に関する『情報提供用個人識別符号』を生成し、速やかに、当該情報照会者等に対して通知する（マイナンバー法に関する総務省令第 42 条第 1 項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第 42 条第 1 項】

総務大臣は、令第 20 条第 4 項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第 2 項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、当該特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、当該情報照会者等に対し、通知するものとする。

この場合、生成する『情報提供用個人識別符号』の要件は、住民票コードを変換して得られるものであること（マイナンバー法施行令第 20 条第 6 項第 1 号）、当該住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと（マイナンバー法施行令第 20 条第 6 項第 2 号）、当該情報照会者等が取得した他のいずれの『情報提供用個人識別符号』とも異なること（マイナンバー法施行令第 20 条第 6 項第 3 号）、特定の個人について他のいずれの情報照会者等が取得した『情報提供用個人識別符号』とも異なること（マイナンバー法施行令第 20 条第 6 項第 4 号）である。

総務大臣は、これらの要件を備えた『情報提供用個人識別符号』を生成し、『情報提供ネットワ

ークシステム』を使用して、速やかに、情報照会者等に対して通知する（マイナンバー法施行令第20条第6項柱書）。

【マイナンバー法施行令第20条第6項】

6 総務大臣は、第4項の規定による通知を受けたときは、総務省令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、次に掲げる要件に該当する情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、同項の情報照会者等に対し、通知するものとする。

- 一 第4項の住民票コードを変換して得られるものであること。
- 二 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。
- 三 当該情報照会者等が取得した他のいずれの情報提供用個人識別符号とも異なること。
- 四 第2項の特定の個人について他のいずれの情報照会者等が取得した情報提供用個人識別符号とも異なること。

また、総務大臣が、この『地方公共団体情報システム機構』からの住民票コードの通知を受けた場合において、情報照会者等が、特定の個人に関する『情報提供用個人識別符号』を既に取得している場合については、『情報提供ネットワークシステム』を使用して、速やかに、当該情報照会者等に対して、既に当該『情報提供用個人識別符号』を取得している旨を通知する（マイナンバー法に関する総務省令第42条第2項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第42条第2項】

2 総務大臣は、令第20条第4項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第2項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、速やかに、当該情報照会者等に対し、既に当該情報提供用個人識別符号を取得している旨を通知するものとする。

住民票コードの通知は、『地方公共団体情報システム機構』の電子計算機から、電気通信回線を通じて、総務大臣の電子計算機に送信する方法によって行う（マイナンバー法施行令第20条第5項）。

【マイナンバー法施行令第20条第5項】

5 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

『情報提供用個人識別符号』の通知は、総務大臣の電子計算機から、『情報提供ネットワークシステム』を使用して、情報照会者等の電子計算機に送信する方法によって行う（マイナンバー法施行令第20条第7項）。

【マイナンバー法施行令第20条第7項】

7 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者等の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

h 特定の条例事務のための提供【マイナンバー法第19条第8号】

【マイナンバー法第19条第7号】

ハ 条例事務関係情報照会者（第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要

な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

地方公共団体の長等の執行機関である条例事務関係情報提供者は、条例事務関係情報照会者に対して、例外として、特定の条例事務を処理するために必要な『特定個人情報』であって、当該条例事務の内容に応じて、条例事務関係情報提供者の保有する『特定個人情報ファイル』に記録されたものについて、『個人情報保護委員会規則』で定める『特定個人情報』を、『情報提供ネットワークシステム』を使用して提供することができる。

い 国税または地方税のための提供【マイナンバー法第19条第9号】

【マイナンバー法第19条第9号】

九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

『特定個人情報』の提供を受ける者の名称・『特定個人情報』の提供の日時・提供する『特定個人情報』の項目等の事項を記録し、当該記録を7年間保存すること（マイナンバー法施行令第23条第1号）、提供する『特定個人情報』が漏洩した場合に、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること（マイナンバー法施行令第23条第2号）、その他『特定個人情報』の安全を確保するために必要な措置（マイナンバー法施行令第23条第3号）を講じていれば、国税庁長官は、都道府県知事・市区町村長に、または、都道府県知事・市区町村長は、国税庁長官・他の都道府県知事・他の市区町村長に、例外として、国税または地方税に関する『特定個人情報』を提供することができる。

【マイナンバー法施行令第23条】

法第19条第9号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第29条に規定する期間保存すること。
- 二 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

じ 地方公共団体内の提供【マイナンバー法第19条第10号】

【マイナンバー法第19条第10号】

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、例外として、当該地方公共団体の他の機関に対して、その事務を処理するために必要な限度で、『特定個人情報』を提供することができる。

この規定により、同一地方公共団体内における『特定個人情報』の提供が、条例の規定さえあれば、その条例において規定した事務を処理するために必要な限度で提供することができ、基

本理念に資することとなる。

ク 社債等に関する提供【マイナンバー法第19条第11号】

【マイナンバー法第19条第11号】

十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第5項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第1項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9条第3項に規定する書面（所得税法第225条第1項（第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

『特定個人情報』を提供する者の使用に関する電子計算機に、『特定個人情報』の提供を受ける者の名称・『特定個人情報』の提供の日時・提供する『特定個人情報』の項目等の事項を記録し、当該記録を7年間間保存すること（マイナンバー法施行令第25条第1号）、提供する『特定個人情報』が漏洩した場合に、その旨及びその理由を遅滞なく『個人情報保護委員会』に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること（マイナンバー法施行令第25条第2号）、その他『特定個人情報』の安全を確保するために必要な措置（マイナンバー法施行令第25条第3号）を講じていれば、振替機関等は、社債等の発行者または他の振替機関等に対して、例外として、これらの者の使用に関する電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が書面に記載されるべき『個人番号』として、当該口座を開設する振替機関等に告知した『個人番号』を含む『特定個人情報』を提供することができる。

【マイナンバー法施行令第25条】

法第19条第11号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第29条に規定する期間保存すること。
- 二 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

1 個人情報保護委員会への提供【マイナンバー法第19条第12号】

【マイナンバー法第19条第12号】

十二 第35条第1項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

『特定個人情報』を取り扱う者等は、『個人情報保護委員会』に対して、『マイナンバー法』の施行に必要な限度において、『特定個人情報』の取扱いに関する必要な報告や資料の提出、帳簿書類等の物件の検査を受け、例外として、『特定個人情報』を提供することができる。

じ 公益上必要な場合の提供【マイナンバー法第 19 条第 13 号】

【マイナンバー法第 19 条第 13 号】

十三 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第 36 条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

各議院審査等の公益上必要な場合には、公的機関に対して、例外として、『特定個人情報』を提供することができる。

く 人の生命等の保護のための提供【マイナンバー法第 19 条第 14 号】

【マイナンバー法第 19 条第 14 号】

十四 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

人の生命・身体・財産の保護のために必要があり、本人の同意があるか、または、本人の同意を得ることが困難である場合には、例外として、『特定個人情報』を提供することができる。

こ 委員会規則で規定した場合【マイナンバー法第 19 条第 15 号】

【マイナンバー法第 19 条第 15 号】

十五 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

『マイナンバー法』第 19 条第 1 号から第 14 号のいずれかに該当する場合に準ずるものとして、『個人情報保護委員会規則』で規定した場合についても、例外として、『特定個人情報』を提供することができる。

② 特定個人情報の収集等の制限【マイナンバー法第 20 条】

【マイナンバー法第 20 条】

何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

何人も、『マイナンバー法』第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除いて、他人の『個人番号』を含む『特定個人情報』を収集したり、保管したりしてはならない。

(2) 情報提供ネットワークシステムによる提供**① 情報提供ネットワークシステム【マイナンバー法第 21 条】**

【マイナンバー法第 21 条】

総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第 19 条第 7 号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第 2 に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第 28 条（第 3 項及び第 5 項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

総務大臣は、『個人情報保護委員会』と協議して、『情報提供ネットワークシステム』を設置し、管理する（マイナンバー法第21条第1項）。

このように『情報提供ネットワークシステム』を設置・管理することで、適法な情報提供が迅速に行えるようにし、きめ細かい社会保障給付や、より正確な所得把握等の実現、より正確な行政の実現を図っている。

また、総務大臣は、情報照会者から、特定の事務を処理するために必要な『特定個人情報』を『情報提供ネットワークシステム』を使用して提供することの求めがあった場合には、不正な情報提供がなされないように、『情報提供ネットワークシステム』を使用して、情報提供者に対して『特定個人情報』の提供の求めがあった旨を通知しなければならない（マイナンバー法第21条第2項柱書）。

② 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

A 特定個人情報の提供【マイナンバー法第22条】

【マイナンバー法第22条】

情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

情報提供者は、情報照会者から、特定の事務を処理するために必要な『特定個人情報』を『情報提供ネットワークシステム』を使用して提供することの求めがあった場合には、『特定個人情報』の提供の必要性があり、安全に情報提供されることが保障される状況でなされているのであれば、『特定個人情報』を適切に活用するために、当該『特定個人情報』を提供しなければならない（マイナンバー法第22条第1項）。

情報提供者は、情報照会者から、特定の事務を処理するために必要な『特定個人情報』を『情報提供ネットワークシステム』を使用して提供することの求めがあった場合において、他の法令の規定により当該『特定個人情報』と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられている場合については、『マイナンバー制度』が、各種行政手続における添付書類の削減などの行政手続の簡素化をし、国民にとって利便性の高い社会を実現することを目的としている制度であることから、当該書面の提出があったものとみなし、書面の提出義務を解除される（マイナンバー法第22条第2項）。

B 特定個人情報の提供の記録【マイナンバー法第23条】

【マイナンバー法第23条】

情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- 三 特定個人情報の項目
- 四 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

- 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。
- 一 第31条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
 - 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。
 - 三 第31条第3項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
 - 四 第31条第4項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 3 総務大臣は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前2項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第1項に規定する期間保存しなければならない。

情報照会者及び情報提供者は、特定の事務を処理するために必要な『特定個人情報』を『情報提供ネットワークシステム』を使用して提供することの求めまたは提供があった場合には、情報照会者及び情報提供者の名称（マイナンバー法第23条第1項第1号）、提供の求めの日時及び提供があった場合には、その日時（マイナンバー法第23条第1項第2号）、『特定個人情報』の項目（マイナンバー法第23条第1項第3号）、その他『マイナンバー法に関する総務省令』で定める事項（マイナンバー法第23条第1項第4号）を『情報提供ネットワークシステム』に接続されたその者の使用する電子計算機に記録して、当該記録を7年間（マイナンバー法施行令第29条）保存しなければならない（マイナンバー法第23条第1項柱書）。このことによって、不正行為を抑制している。

【マイナンバー法施行令第29条】

法第23条第1項の政令で定める期間は、7年とする。

『マイナンバー法』第23条第1項第4号に規定する「総務省令で定める事項」とは、提供の求めに関する事務を司る組織の名称及び情報照会者の処理する事務（マイナンバー法に関する総務省令第47条第1項第1号）、『マイナンバー法』第19条第7号の規定による提供の求めが、『マイナンバー法』第21条第2項各号に掲げる場合に該当する場合はその旨（マイナンバー法に関する総務省令第47条第1項第2号）、その他総務大臣が定める事項（マイナンバー法に関する総務省令第47条第1項第3号）のことをいう。

【マイナンバー法に関する総務省令第47条第1項】

法第23条第1項第4号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第44条第2項第2号及び第3号に掲げる事項
- 二 法第19条第7号の規定による提供の求めが法第21条第2項各号に掲げる場合に該当する場合はその旨
- 三 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

情報照会者及び情報提供者は、当該『特定個人情報』の提供の求めまたは提供の事実が、『行政機関個人情報保護法』上の不開示情報に該当すると認めて適用する場合（マイナンバー法第23条第2項第1号）、条例で定めるところにより地方公共団体または地方独立行政法人が開示する義務を負わない『個人情報』に該当すると認める場合（マイナンバー法第23条第2項第2号）、『独

立行政法人等個人情報保護法』上の不開示情報に該当すると認めて適用する場合（マイナンバー法第23条第2項第3号）、『独立行政法人等個人情報保護法』上の不開示情報に該当すると認めて準用する場合（マイナンバー法第23条第2項第4号）に該当する場合には、その旨を『情報提供ネットワークシステム』に接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（マイナンバー法第23条第2項柱書）。

また、情報照会者及び情報提供者は、当該『特定個人情報』の提供の求めまたは提供の事実に関する記録について、『個人番号』を用いて、当該記録に関する特定の個人を識別するものとされる（マイナンバー法に関する総務省令第47条第2項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第47条第2項】

2 情報照会者及び情報提供者は、法第23条第1項及び第2項に規定する記録について、法第2条第8項に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

総務大臣は、情報照会者及び情報提供者による、特定の事務を処理するために必要な『特定個人情報』を、『情報提供ネットワークシステム』を使用して提供することの求めまたは提供があった場合には、『マイナンバー法』第23条第1項に規定する事項と、『マイナンバー法』第23条第2項各号に該当する事実を『情報提供ネットワークシステム』に記録し、7年間保存しなければならない（マイナンバー法第23条第3項）。この記録に関しては、当該記録を管理するために、『個人番号』に代わって用いられる特定の個人を識別する符号を用いて、当該記録に関する特定の個人を識別する（マイナンバー法に関する総務省令第47条第3項）。

【マイナンバー法に関する総務省令第47条第3項】

3 総務大臣は、法第23条第3項に規定する記録について、当該記録を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

C 情報提供事務における秘密の管理【マイナンバー第24条】

【マイナンバー法第24条】

総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

総務大臣・情報照会者・情報提供者は、情報提供等事務に関する秘密について、その漏洩の防止等の適切な管理のために、『情報提供ネットワークシステム』・情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保すること等の必要な措置を講じなければならない。

D 秘密保持義務【マイナンバー法第25条】

【マイナンバー法第25条】

情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

情報提供等事務または『情報提供ネットワークシステム』の運営に関する事務に従事する者や、情報提供等事務または『情報提供ネットワークシステム』の運営に関する事務に従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならない。

これに違反した場合には、罰則がある（マイナンバー法第50条）。

【マイナンバー法第 50 条】

第 25 条（第 26 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

この場合、つまり、情報提供等事務または『情報提供ネットワークシステム』の運営に関する事務に従事する者や、情報提供等事務または『情報提供ネットワークシステム』の運営に関する事務に従事していた者が、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らしたり、盗用したりした場合には、3 年以下の懲役もしくは 150 万円以下の罰金に処せられるか、または、3 年以下の懲役及び 150 万円以下の罰金を併科されることとなる。

8 特定個人情報の保護**(1) 特定個人情報保護評価等****① 指針【マイナンバー法第 27 条】****【マイナンバー法第 27 条】**

委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第 3 項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

『個人情報保護委員会』は、『特定個人情報』の適正な取扱いを確保するために、『特定個人情報ファイル』を保有しようとする者が、『特定個人情報保護評価』を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止すること等の『特定個人情報』を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針を作成し、公表しなければならない（マイナンバー法第 27 条第 1 項）。

この指針は、『特定個人情報保護評価制度』を導入するに際して、統一的な基準を設けることによって、各実施者によって評価の深度を合わせ、統一的・効率的・実効的な評価制度とすることを目的としている。

この指針については、『個人情報』の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえて、『個人情報保護委員会』は、少なくとも 3 年ごとに再検討を加え、必要があると認める場合には、これを変更する（マイナンバー法第 27 条第 2 項）。

『特定個人情報保護評価』は、『プライバシー』等に対する影響やリスクについて、事前に分析を行うことによって、このような影響やリスクを軽減するための合理的措置を事前に講じる制度である。しかし、『プライバシー』は、社会の変容により変化し得るものであり、『プライバシー』を保護するための技術も日々進歩することが予想されることから、『特定個人情報保護評価』についても、定期的に再検討を加え、また、必要があると認める場合には、これを変更することによって、このような社会の変化に対応しようとしたのである。

② 特定個人情報保護評価**A 評価事項【マイナンバー法第 28 条第 1 項】****【マイナンバー法第 28 条第 1 項】**

行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）

を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
- 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

『行政機関』の長等は、『特定個人情報ファイル』を保有しようとする場合には、当該『特定個人情報ファイル』を保有する前に、『個人情報保護委員会規則』で規定する、『特定個人情報ファイル』を取り扱う事務に従事する者の数（マイナンバー法第28条第1項第1号）、『特定個人情報ファイル』に記録されることとなる『特定個人情報』の量（マイナンバー法第28条第1項第2号）、『行政機関』の長等における過去の『個人情報ファイル』の取扱いの状況（マイナンバー法第28条第1項第3号）、『特定個人情報ファイル』を取り扱う事務の概要（マイナンバー法第28条第1項第4号）、『特定個人情報ファイル』を取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式（マイナンバー法第28条第1項第5号）、『特定個人情報ファイル』に記録された『特定個人情報』を保護するための措置（マイナンバー法第28条第1項第6号）、その他『個人情報保護委員会規則』で規定する事項（マイナンバー法第28条第1項第7号）を評価した評価書を公示し、広く国民の意見を求めなければならない（マイナンバー法第28条第1項柱書前段）。

B 個人情報保護委員会の承諾【番号利用法第28条第2項】

【マイナンバー法第28条第2項】

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

『行政機関』の長等は、得られた意見を充分に考慮した上で、評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された『特定個人情報ファイル』の取扱いについて『個人情報保護委員会』の承認を受けなければならない（マイナンバー法第28条第2項前段）。

『個人情報保護委員会』は、評価書の内容・番号利用法の施行に必要な限度において、『特定個人情報』を取り扱う者等に対して、『特定個人情報』の取扱いに関する必要な報告や資料の提出を求め、または、その職員に、当該『特定個人情報』を取り扱う者等の事務所等に立ち入らせ、『特定個人情報』の取扱いに関する質問をさせ、もしくは、帳簿書類等の物件を検査させることによって得た情報・その他の情報から判断して、当該評価書に記載された『特定個人情報ファイル』

の取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、この承認をしてはならない（マイナンバー法第 28 条第 3 項）。

【マイナンバー法第 28 条第 3 項】

3 委員会は、評価書の内容、第 35 条第 1 項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

C 評価書の公表【マイナンバー法第 28 条第 4 項】

【マイナンバー法第 28 条第 4 項】

4 行政機関の長等は、第 2 項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

『行政機関』の長等は、評価書について、『個人情報保護委員会』の承認を受けた場合には、速やかに当該評価書を公表し、この公表は、『個人情報保護委員会』に対する通知があったものとみなされる（マイナンバー法第 28 条第 5 項）。

【マイナンバー法第 28 条第 5 項】

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第 30 条第 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第 10 条第 1 項の規定による通知があったものとみなす。

D 提供等の禁止【マイナンバー法第 28 条第 6 項】

【マイナンバー法第 28 条第 6 項】

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第 19 条第 7 号若しくは第 8 号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

(2) 特定個人情報の保護

① 特定個人情報ファイルの作成の制限【マイナンバー法第 29 条】

【マイナンバー法第 29 条】

個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第 19 条第 12 号から第 15 号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

『個人番号利用事務等実施者』等は、『個人情報保護委員会』への提供（マイナンバー法第 19 条第 12 号）、公益上必要な提供（マイナンバー法第 19 条第 13 号）、人の生命等の保護のための提供（マイナンバー法第 19 条第 14 号）、『個人情報保護委員会規則』で規定した場合の提供（マイナンバー法第 19 条第 15 号）のいずれかに該当する場合を除いて、『個人番号利用事務』等を処理するために必要な範囲を超えて『特定個人情報ファイル』を作成してはならない。

② 研修の実施【マイナンバー法第 29 条の 2】

【マイナンバー法第 29 条の 2】

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。第 32 条の 2 において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

『行政機関』の長等は、『特定個人情報ファイル』を保有したり、保有しようとする場合には、『特定個人情報ファイル』を取り扱う事務に従事する者に対して、『特定個人情報』の適正

な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(『サイバーセキュリティ基本法』第2条)の確保に関する事項、その他の事項に関する研修を行わなければならない。

【サイバーセキュリティ基本法第2条】

この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式(以下この条において「電磁的方式」という。)により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。)が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

③ 個人情報保護委員会による検査【マイナンバー法第29条の3】

【マイナンバー法第29条の3】

特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

- 2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

『特定個人情報ファイル』を保有する『行政機関』・『独立行政法人等』・『地方公共団体情報システム機構』は、定期的に、当該『特定個人情報ファイル』に記録された『特定個人情報』の取扱いの状況について、『個人情報保護委員会』による検査を受けなければならない(マイナンバー法第29条の3第1項)。

また、『特定個人情報ファイル』を保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、定期的に、『個人情報保護委員会』に対して、当該『特定個人情報ファイル』に記録された『特定個人情報』の取扱いの状況について報告をしなければならない(マイナンバー法第29条の3第2項)。

④ 個人情報保護委員会への報告【マイナンバー法第29条の4】

【マイナンバー法第29条の4】

個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

『個人番号利用事務等実施者』は、『特定個人情報ファイル』に記録された『特定個人情報』の漏洩等の『特定個人情報』の安全の確保に関する重大な事態が生じた場合には、『個人情報保護委員会』に報告をしなければならない。

⑤ 地方公共団体等の特定個人情報の保護【マイナンバー法第32条】

【マイナンバー法第32条】

地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあって

は、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

地方公共団体は、『行政機関個人情報保護法』・『独立行政法人等個人情報保護法』・『個人情報保護法』・『マイナンバー法』の規定により、『行政機関』の長・『独立行政法人等』・個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に関する地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、当該地方公共団体及びその設立に関する地方独立行政法人が保有する『特定個人情報』の開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止を実施するために必要な措置を講じなければならない。

⑥ 連携協力【マイナンバー法第 32 条の 2】

【マイナンバー法第 32 条の 2】

委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

『個人情報保護委員会』は、『特定個人情報』の保護を図るために、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

9 特定個人情報に関する監督

(1) 指導及び助言【マイナンバー法第 33 条】

【マイナンバー法第 33 条】

委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

『個人情報保護委員会』は、『マイナンバー法』の施行に必要な限度において、『個人番号利用事務等実施者』に対して、『特定個人情報』の取扱いに関する必要な指導及び助言をすることができる（マイナンバー法第 33 条前段）。

この場合において、『行政機関』等における『特定個人情報』の適正な取扱いを確保するために必要があると認める場合には、当該『特定個人情報』と共に管理されている『特定個人情報』以外の『個人情報』の取扱いに関して、併せて指導及び助言をすることができる（マイナンバー法第 33 条後段）。

(2) 勧告及び命令【マイナンバー法第 34 条】

【マイナンバー法第 34 条】

委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前 2 項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

『個人情報保護委員会』は、『特定個人情報』の取扱いに関して、法令の規定に違反する行為が行われた場合において、『特定個人情報』の適正な取扱いの確保のために必要があると認める場合には、当該違反行為をした者に対して、期限を定めて、当該違反行為の中止等の違反を是正するために必要な措置を執るべき旨を勧告することができる（マイナンバー法第34条第1項）。

『個人情報保護委員会』は、この勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に関する措置を執らなかつた場合には、さらに期限を定めて、その勧告に関する措置をとるべきことを命ずることができる（マイナンバー法第34条第2項）。

この命令に違反した場合には、2年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることとなる（マイナンバー法第53条）。

【マイナンバー法第53条】

第34条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

また、『個人情報保護委員会』は、『特定個人情報』の取扱いに関して、法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利・利益を害する事実があるために、緊急に措置を執る必要があると認める場合には、期限を定めて、当該違反行為の中止等の違反を是正するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる（マイナンバー法第34条第3項）。

この命令に違反した場合には、2年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることとなる（マイナンバー法第53条）。

(3) 報告及び立入検査【マイナンバー法第35条】

【マイナンバー法第35条】

委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

『個人情報保護委員会』は、『マイナンバー法』の施行に必要な限度において、『特定個人情報』を取り扱う者等の関係者に対して、『特定個人情報』の取扱いに関する必要な報告や資料の提出を求め、または、その職員に、当該『特定個人情報』を取り扱う者等の事務所等に立ち入らせ、『特定個人情報』の取扱いに関する質問をさせ、帳簿書類等の物件を検査させることができる（マイナンバー法第35条第1項）。

この『特定個人情報』の取扱いに関する必要な報告や資料の提出をしなかつた場合・虚偽の報告をしたり、虚偽の資料を提出したりした場合・当該職員の『特定個人情報』の取扱いに関する質問に対して答弁をしなかつたり、虚偽の答弁をしたりした場合・帳簿書類等の物件の検査を拒んだり、妨げたり、忌避したりした場合には、そのような行為をした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる（マイナンバー法第54条）。

【マイナンバー法第54条】

第35条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

この場合、当該『特定個人情報』を取り扱う者等の事務所等に立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない（マイナンバー法第35条第2項）。

また、立入検査の権限は、あくまでも『マイナンバー法』の施行に必要な限度において行われるものであることから、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない（マイナンバー法第35条第3項）。

（４）措置の要求【マイナンバー法第37条】

【マイナンバー法第37条】

委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

『個人情報保護委員会』は、『個人番号』等の『特定個人情報』の取扱いに利用される『情報提供ネットワークシステム』等の情報システムの構築及び維持管理に関して、費用の節減等の合理化及び効率化を図った上で、その機能の安全性及び信頼性を確保するように、総務大臣等の関係『行政機関』の長に対して、必要な措置を実施するよう求めることができ（マイナンバー法第37条第1項）、必要な措置の実施を求めた場合には、総務大臣等の関係『行政機関』の長に対して、その措置の実施状況について報告を求めることができる（マイナンバー法第37条第2項）。

（５）内閣総理大臣に対する意見の申出【マイナンバー法第38条】

【マイナンバー法第38条】

委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

『個人情報保護委員会』は、内閣総理大臣に対して、その所掌事務の遂行を通じて得られた『特定個人情報』の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

10 法人番号

（１）法人番号の通知【マイナンバー法第39条】

【マイナンバー法第39条】

国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成17年法律第86号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であって、所得税法第230条、法人税法（昭和40年法律第34号）第148条、第149条若しくは第150条又は消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

- 3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があった場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があった事項を国税庁長官に届け出なければならない。
- 4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等に対して、『法人番号』を指定し、これを通知する（マイナンバー法第39条第1項）。

法人等以外の法人または法人格のない社団等であって政令で定めるものは、その者の商号または名称・本店または主たる事務所の所在地・その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出ることによって『法人番号』の指定を受けることができ（マイナンバー法第39条第2項）、その届出に関する事項に変更があった場合には、国税庁長官に届け出なければならない（マイナンバー法第39条第3項）。

国税庁長官は、『法人番号』保有者の商号または名称・本店または主たる事務所の所在地・『法人番号』を公表する（マイナンバー法第39条第4項本文）。

（2）情報提供の求め【マイナンバー法第40条】

【マイナンバー法第40条】

行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるものをいう。第42条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

- 2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

『行政機関』の長等は、他の『行政機関』の長等に対して、『特定法人情報』の提供を求める場合には、当該『法人番号』を当該他の『行政機関』の長等に通知して行う（マイナンバー法第40条第1項）。

また、『行政機関』の長等は、国税庁長官に対して、『法人番号』保有者の商号または名称・本店または主たる事務所の所在地・『法人番号』について情報の提供を求めることができる（マイナンバー法第40条第2項）。

（3）資料の提供【マイナンバー法第41条】

【マイナンバー法第41条】

国税庁長官は、第39条第1項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第38条第1項若しくは第2項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第4項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

国税庁長官は、『法人番号』の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対して、

会社法人等番号等の登記簿に記録された事項の提供を求めることができ（マイナンバー法第 41 条第 1 項）、官公署に対しては、『法人番号』保有者の商号または名称・本店または主たる事務所の所在地・その他必要な資料の提供を求めることができる（マイナンバー法第 41 条第 2 項）。

（４）正確性の確保【マイナンバー法第 42 条】

【マイナンバー法第 42 条】

行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

『行政機関』の長等は、その保有する『特定法人情報』について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去または現在の事実と合致するように努めなければならない。

11 雑則

（１）権限または事務の委任【マイナンバー法第 45 条】

【マイナンバー法第 45 条】

行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第 2 章、第 4 章、第 5 章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

『行政機関』の長は、権限または事務を当該『行政機関』の職員に委任することができる。

（２）主務省令【マイナンバー法第 46 条】

【マイナンバー法第 46 条】

この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

『マイナンバー法』における主務省令は、『内閣府令』・『総務省令』である。

（３）政令への委任【マイナンバー法第 47 条】

【マイナンバー法第 47 条】

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

『マイナンバー法』に規定する以外に、『マイナンバー法』の施行のための手続きや『マイナンバー法』の施行に関する必要事項については、『マイナンバー施行令』に規定される。

12 これまで掲載してきたもの以外の罰則

（１）特定個人情報ファイルの罰則【マイナンバー法第 48 条】

【マイナンバー法第 48 条】

個人番号利用事務等又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第 8 条第 2 項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第 14 条第 2 項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

『個人番号利用事務等』・『個人番号』の指定または通知・『個人番号』とすべき番号の生成または通知、『機構保存本人確認情報』の提供に関する事務に従事する者または従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された『特定個人情報ファイル』を提供した場合には、4 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金に処せら

れるか、または、4年以下の懲役及び200万円以下の罰金を併科されることとなる。

ここでいう『個人情報ファイ』ルには、その内容の全部または一部を複製したり、加工したりした『特定個人情報ファイル』も含まれる。

(2) 個人番号の罰則【マイナンバー法第49条】

【マイナンバー法第49条】

前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

『個人番号利用事務等』・『個人番号』の指定または通知・『個人番号』とすべき番号の生成または通知、『機構保存本人確認情報』の提供に関する事務に従事する者または従事していた者が、その業務に関して知り得た『個人番号』を自己または第三者の不正な利益を図る目的で提供したり、盗用したりした場合には、3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金に処せられるか、または、3年以下の懲役及び150万円以下の罰金を併科されることとなる。

(3) 個人番号の管理侵害への罰則【マイナンバー法第51条】

【マイナンバー法第51条】

人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

不正アクセス（『不正アクセス禁止法』第2条第4項）等の個人番号を保有する者の管理を害する行為によって、個人番号を取得した者は、3年以下の懲役または150万円以下の罰金に処せられることとなる（マイナンバー法第51条第1項）。

【不正アクセス禁止法第2条第4項】

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）
- 二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）
- 三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

この場合、3年以下の懲役または150万円以下の罰金は、刑法等のその他の法律における罰則との併科が可能である（マイナンバー法第51条第2項）。

(4) 職権濫用への罰則【マイナンバー法第52条】

【マイナンバー法第52条】

国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

国の機関等の職員が、その職権を濫用して、その職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する『特定個人情報』が記録された文書等を収集した場合には、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることとなる。

（５）不正の手段への罰則【マイナンバー法第55条】

【マイナンバー法第55条】

偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

偽り、その他不正の手段により、『通知カード』または『個人番号カード』の交付を受けた者は、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることとなる。

（６）両罰規定【マイナンバー法第57条】

【マイナンバー法第57条】

法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第48条、第49条、第51条又は第53条から第55条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

法人の代表者または管理人、代理人、使用人、その他の従業者が、その業務に関して、『特定個人情報』ファイルの不正提供（マイナンバー法第48条）、『個人番号』の不正提供または盗用（マイナンバー法第49条）、『個人番号』の管理侵害（マイナンバー法第51条）、命令違反（マイナンバー法第53条）、報告違反等（マイナンバー法第54条）、不正手段による『通知カード』または『個人番号カード』の取得（マイナンバー法第55条）といった違反行為をした場合には、その行為者を罰し、その法人または人に対しても、各罰金刑が科されることとなる（マイナンバー法第57条第1項）。

法人でない団体については、その代表者または管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表し、法人を被告人または被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する（マイナンバー法第57条第2項）。

三 地域におけるマイナンバーの運用

ここまで『マイナンバー法』を逐条的に確認してきた。

先述したように、『マイナンバー法』第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の

特性に応じた施策を実施するものとする。」とあることから、地方公共団体は、その『地域』の特性に応じた施策を実施することができる。

では、どのように実施することができるのであろうか。

『住基ネット』の稼働とともに発行された『住基カード』は、そもそも、『住民基本台帳法』上、そこに記載されている情報について、目的外利用が禁止されているため、住民票の発行や転居、転出、転入の手続きにのみに利用し得るとされていた。

しかし、『マイナンバー制度』における『個人番号カード』にはそのような目的制限がないため、様々な可能性が想定し得る。

ここで問題となるのが、広範囲に『個人番号カード』を用いた場合に、個人の『プライバシー』に対して、どのような影響をもたらすかということである。『住基カード』は、官公庁でのみ利用ができ、その利用目的も限定されていたため、『プライバシー』への影響はほとんどなかったといえる。実際、先述したように、最高裁もそのように判示している。

しかし、『個人情報カード』については、民間での利用も想定されていることから、『プライバシー』への影響は従来の『住基カード』に比べると格段に増加すると想定し得ることとなる。

そこで、『プライバシー』への影響のない限界点を定めておく必要がある。本来であれば、公的機関に限定することによって、一定のコントロール下に置くことができるのであるが、今回の『個人番号カード』は民間での利用が予定されていることから、実際に民間利用をする場合にコントロールが利かなくなり、『プライバシー』への侵害可能性が増大すると予想し得る。ゆえに、『プライバシー』への侵害がない範囲をあらかじめ定めておく必要があるであろう。

1 公的機関での利用

まず、先述したように、『マイナンバー制度』自体の利用については、自治体等の公的機関で利用するにあたっては、『住基ネット』同様、『プライバシー』への侵害はないと想定し得る。確かに、目的の範囲は格段に広がるが、そのことによって利便性が増大するだけで、『プライバシー』への懸念は極めて少ないと思われる。但し、個人情報を取り扱う公務員等が意図的にその個人情報を漏洩したり毀損したりする場合には、『住基ネット』や『住基カード』の場合と同様、『プライバシー』の侵害となり得る。しかし、これは、あくまでもそのような漏洩や毀損をする者をどのようにコントロールするかというリスク・マネジメントや情報セキュリティ上の問題であり、制度自体の問題ではないことを肝に銘じる必要がある。ここを混同すると制度イコール『プライバシー』侵害であるとの間違った理解をすることとなる。実際に、『住基ネット』については、そのような誤った理解から全国一斉稼働とはならなかった¹⁵。ゆえに、制度自体の問題と情報セキュリティやリスク・マネジメントの問題とは明確に分けて理解する必要がある。

公的機関における『マイナンバー制度』の運用によって実現する具体例としては、『マイナンバー制度』による『ワンストップサービス』の実現が挙げられる。これは自治体等の公的機関内部の問題であるので、必ずしも『個人番号カード』を利用しなくても『通知カード』が発行されていれば利用できる。つまり、『個人番号が付番されていれば利用できる』のである。従来であれば、福祉分野における給付を受ける場合、その給付を受けようとする者は、役所の窓口をいくつも渡り歩かなければならなかった。このことから、大きな役所においては窓口をたらい回しにされるといって問題もあった。そもそも、役所において福祉の給付を受けようとする者は、様々な問題を抱えている者も多く、同じ役所内の複数の窓口を渡り歩くことは苦痛であり、このことから、

給付を受けることを断念する場合も多かった。このことは福祉分野における「不正受給」と「漏救」の問題を生じることとなっていた。しかし、複数の窓口とはいえ同じ役所である。ゆえに、情報を役所の中で流通させることにより、このような苦痛を除去することは可能である。これを可能とするのが『マイナンバー制度』であり、まさにこの問題の解決は、第1条が規定する目的に叶うことである。

2 公的側面の強い民間機関での利用

次に、民間ではあるが、極めて公的側面の強い機関で限定的に用いる場合を想定する。これは独立行政法人や国立大学法人等の教育機関、金融機関、医療機関等をイメージしているのであるが、ここでの『マイナンバー制度』の利用についても、比較的『プライバシー』への侵害はないと思われる。なぜなら、これらの機関は公的側面が強く、公的機関からのコントロールが極めて利きやすいからである。

金融機関での利用は、正しい納税に役に立つし、医療機関での利用は、セカンドオピニオンや薬やアレルギーの情報を得るのに役に立つ。また、大学等の教育機関では奨学金給付への利用が想定し得るであろう。

ここで、利用方法として強く指摘しておきたいのが、『マイナンバー制度』の動物殺処分根絶への利用である。飼養動物の殺処分は年々減少傾向にあるが、未だに根絶にはほど遠い状況にある。この殺処分の原因の1つに無責任な飼養者の問題¹⁶があるが、『マイナンバー制度』を利用することで、飼養者責任の問題が解決し得ると思われる。

現状では、犬の登録、いわゆる「畜犬登録」は、市区町村の窓口において行われ、その情報は保健所（場合によっては動物愛護センター等の専門施設）の所管となる。この家庭内で飼養されている犬の情報は、あくまでも狂犬病の予防のために飼養されることとなる。しかし、この情報は飼養者の情報とリンクしていないため、飼養者が転居や転出をすると、飼養者にはついて行かず、犬の情報のみその場に遺されるという問題がある。もちろん、飼養者が手続きをすれば異動することとなるが、自動的に異動しない。また、殺処分の問題においては、犬だけではなく猫も問題となる。ゆえに、猫の情報も把握しておくこととなる。

そこで、A I P Oがマイクロチップによって収集している情報と、飼養者の居住情報とをマッチングすることによって、飼養者の異動に伴って、飼養している犬や猫の情報も異動するしくみを作れないかが問題となる。

A I P Oは民間機関であるが、公的側面が強い機関である。ゆえに、『プライバシー』侵害の可能性は低いものと考え得る。また、情報が常に飼養者の情報とマッチングしていることから、飼養者責任醸成の一助ともなり得る。

ゆえに、殺処分根絶にとって『マイナンバー制度』は大いに役立ちうるのではないかと考えるのである。この実現には、各地域において、条例によって、マッチングを可能とするように設定する必要がある。もちろん、すべての自治体でこのような条例を制定することが好ましいのはあるが、既に、殺処分根絶に向けてある程度の成果を上げている場合には制定の必要はないかもしれない。また、制定することによって徹底させるということも考え得るであろう。いずれにせよ、A I P Oの保有する飼養動物の情報と、自治体が有する飼養者の情報をマッチングさせることは、殺処分根絶にとって極めて有益であると考えられる。

畜犬登録は保健所の管轄であることから、各保険上のある地域において、条例等で、飼養者と

飼養動物との情報のマッチングを行えるようにしておけば、上記のことは可能である。ゆえに、地域における『マイナンバー制度』の利用の好例となり得ると考える。

3 公的側面の弱い民間機関での利用

最後に、公的側面のない、または、公的側面の弱い民間機関での利用を考える。

一般に想定し得るのは、ポイントカードとしての利用である。ある地域の商店街において、ポイントカードとして利用するのである。ポイントカードとして利用するためには、その地域の店舗すべてにポイントを賦与するシステムを導入することと、『個人番号カード』の普及が必要となる。

ここで問題となるのは、まず『個人番号カード』の普及である。『マイナンバー制度』におけるカードは2枚ある。『通知カード』と『個人番号カード』である。『通知カード』の方は、住民票があれば、その住民票の住所宛に既に送付されているカードである。ゆえに、既に全員が有している。しかし、この『通知カード』はただの紙でできたカードであるため、『マイナンバー制度』で想定している『マイナンバー利用』の一部にしか対応しない。つまり、純粋な公的機関での利用における一部にしか対応できない。一方、『個人番号カード』の方は、ICチップを搭載したカードであるため、カードの券面事項以外の様々な情報が搭載できるしくみとなっている。ゆえに、『通知カード』を役所において『個人番号カード』に交換する必要がある。交換することによって様々な用途に対応することとなる。しかし、この『個人情報カード』に似たようなカードである『住基カード』の普及率は極めて低く、『住基カード』を有している場合、その有効期限までに『通知カード』を『個人番号カード』に変更する者がどれくらいいるかははなはだ疑問である。

ポイントという付加価値を付けることによって、上記の懸念は解消されるかもしれない。しかし、次は別の問題が生じることとなる。ポイントカードとして導入することによって、カードからの情報流出の懸念が格段に大きくなるのである。

まず、ネットワークの問題がある。現在の住基ネットのシステムは専用回線によってなされている。また、公的側面が強い機関においてもそのように要請することは可能であろう。しかし、広く民間利用ともなると、専用回線は専用回線ではなくなり、一般回線と同視し得る状況となる可能性がある。なぜなら、利用者が格段に増えることになるからである。ゆえに、システム上、情報漏洩の可能性が大きくなる。

次に、利用者の問題がある。例えば、役所等に限定して用いる場合には研修等で、利用方法を徹底することができ、また、公的側面が強い機関においても同様のことが可能となろう。しかし、広く民間利用をした場合に、そこまで徹底しうるかが疑問である。情報利用者の倫理研修等がなされない状況においては、情報漏洩や毀損の可能性は大きくなるといえるであろう。

最後に、『個人番号カード』の紛失等の問題がある。現在の『住基カード』は利用場面があまりないことから、紛失の可能性は極めて少ない（と同時に紛失の事実に気づきにくいという側面もあるが・・・）、しかし、ポイントカードのような利用法であれば、頻繁に出し入れをすることから、紛失の可能性は多くなる。この『個人番号カード』には様々な情報を搭載することが可能であることから、拾得者がその情報を盗み見ること等があった場合に、『プライバシー』への甚大な被害も想定し得ることとなる。

ゆえに、先述したように、広く民間で利用する場合には、『プライバシー』への被害を最小限にするようなしくみ等を構築した後でなければ事実上不可能ではないかと思われる。

とはいえ、広く民間利用することのメリットも大きい。例えば健康診断等の事故の健康状態に関する情報を『個人番号カード』に入れておけば、急な発病や事故等で病院に運ばれたとしても、その情報を見ることにより確かな医療を受けることが可能となる。つまり、情報が命を救うこととなるのである。『プライバシー』は贅沢な権利ともいわれる。災害発生時には『プライバシー』のこともないとはいられない。命あつての『プライバシー』である。しかし、高度に発達した情報化社会にある我々は、平時においてはこの『プライバシー』というものを個人情報まで落として過剰に保護しようとする。まず重要なことは、先述したように、『個人情報』と『プライバシー』とを峻別すること。そして、『プライバシー』には間違いのない保護を、『個人情報』は“過保護”とはならないように保護すべきである。

『マイナンバー制度』の運用は、国のみならず地方、そして民間にまで広がるのが予想されている。ということは、地方自治体と民間との地域連携において利用策を考えるということも今後起るであろう。そのときどのような問題が起るのか、どのように問題を未然に防ぐのかは、適切な『個人情報』の保護と適格な『プライバシー』の保護にかかっているとんでもない。

おわりに

『マイナンバー制度』は大きな可能性を秘めている制度である。しかし、それは大いなる利便性という可能性と大いなる『プライバシー』侵害の可能性という双方を含むものである。

後者については、やはり、民間での広い利用というところにあるであろう。個人的には段階的に解禁しても良かったのではないかと考えている。

つまり、稼働開始の数期間は、国や地方公共団体に限定した利用で様子を見る。安全性が確認でき、認知度も上がったなら、次は、独立行政法人や公社、学校や病院、銀行等の金融機関といった準公的部門での利用を開始し、利用方法のノウハウを蓄積した上で民間での利用に踏み切るのがベストであったと考えている。

恐らく、公平な税負担と、平等な福祉給付の理念から、広く民間での『マイナンバー制度』の利用を義務付け、また、カードの普及等のための民間利用の解禁であったと思うが、若干早急だったようにも思われる。

『マイナンバー制度』自体については、『住基ネット』同様賛同しているし、『ワンストップサービス』の実現は大いに歓迎しているところである。しかし、民間利用による『プライバシー』侵害の可能性は拭いきれないことから、今後の動向を注視していきたいと思う。

まだ稼働して間もない制度であるので今後様々な不具合や事件、事項が起ることが予想される。それらに注目し、あるべき安全な制度とは何か、それを地域活性にどのように寄与させるべきかどうかは、これからの地域を考えていく上で重要な課題となるであろう。

今後、『マイナポータル』の運用が予定されている。我々国民が自己の情報をコントロールする時代にいいよなってきたわけである。

『地域』の問題や課題というと、「都市 v s 地方」といった対立軸で考えることが多いのかもしれない。「地域間格差」という言葉もある。都市にすべてが集まり、地方が廃れていく。しかし、本当にそれだけなのだろうか。確かに、地方の商店街はシャッター街となっているところも多い。

では、本当に廃れているのだろうか。確かに商店街は廃れている。じゃあ買い物ができないのかといえばそうではない。大型のショッピングモールがそこかしこにできている。しかし、これもそれほど重要なことではないかもしれない。多くの論者は、ショッピングモールのせいで商店街が廃れた。だから地方は廃れて、都市との間の「地域間格差」が生まれるという。しかし、今は高度情報化社会である。地方の商店街では手に入れられないようなものであっても、ネットを使えば、翌日には手元に届く。つまり、こと経済活動においては、よほどの離島でなければ、ネットのおかげで「地域間格差」というものは軽減されているといえる。

我が国が世界に誇るものの中に宅配便がある。早く正確に届く宅配便のシステムとインターネットがあれば、「買い物難民」というものは生まれ難いものであるといえる。しかし、ここで注意すべきは、インターネットを使えるということである。つまり、経済活動における「地域間格差」というものは予想以上にないといってもいいが、ネットを使いこなせるかどうかという点においては確かに「格差」は存在しているのである。

我々が住むこの現実世界を「リアルスペース」といい、ネットの中の仮想空間を「サイバースペース」という。我々は双方の世界を行き来することによって生活をしているわけである。本来は、この2つの世界は別個の世界であるが、情報化社会が進展するにつれ、両者の境目が曖昧になりつつある。現在起っている「地域間格差」は、この「サイバースペース」と「リアルスペース」の「地域間格差」といった方がいいのかもしれない。「サイバースペース」と「リアルスペース」との間を自由に行き来できる者と、「リアルスペース」に留まっている者との格差である。むしろこの「格差」の方が日に日に増大しているといえるであろう。

『マイナンバー制度』における『マイナポータル』は、まさにこの「格差」を助長するものといえる。インターネットを自由に使いこなせる者と、インターネットに対して不自由な者とは、『マイナンバー制度』における利用に対する自由度が格段に異なるのである。

「サイバースペース」と「リアルスペース」の「地域間格差」は、今後、真の「地域間格差」となるであろう。「地域」の問題は、もはや現実世界には留まらない段階に来つつある。『マイナンバー制度』は、そのような問題を明るみにする契機となることは疑いない。今後、『マイナポータル』をはじめとする『マイナンバー制度』の利便性を享受できる者と、享受できない者との格差が生まれるであろう。その後、『個人番号カード』の「地域」での利用や、民間サービスにおいても、使いこなせる者と使いこなせていない者との格差が増大していくであろう。ゆえに、このようなネット上の「地域間格差」、つまり、情報リテラシー上の「格差」を埋めることこそが急務であり、『マイナンバー制度』を真に有効な制度として活かすことができるのではないだろうか。その中で、「地域」の特性に応じた『個人番号カード』の利用ができるようになるのである。

なお、最後に誤解がないようにいっておきたいのであるが、従来のような「都市 v s 地域」型の対立軸を否定しているわけではない。「都市 v s 地域」型しかないという考え方を非難しているのである。もはやそれだけの対立構造では解き明かすことのできない問題が積み上がりつつあるということを指摘したいのである。その意味での視点が必要であるということを最後に重ねて主張しておきたいのである。

【注】

- 1 この法律は、『マイナンバー法』、『番号利用法』、『番号法』と様々な略され方をするが、正式な略し方は、『番号利用法』である。なぜ、この『番号利用法』という略し方を用いるかの理由も述べておきたい。実は、この『番号利用法』という略し方には、法的な理由がある。『個人情報の保護に関する法律』（以下『個人情報保護法』と略す）第51条に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）との文言がある。つまり、法的には、この『番号利用法』という略し方が正式なものであるということとなる。とはいえ、『マイナンバー制度』の根拠法であることから、『マイナンバー法』という呼称の方が市民権を得つつあるという現実もある。ゆえに本稿においては、『マイナンバー法』という略し方に統一して用いることとしたい。
- 2 国民総背番号制度とは、複雑かつ高度化が進んできた行政事務の合理化を図る目的で、コンピュータ・システムを導入し、国民1人1人に関する様々な情報を、統一的なコード・ナンバー（背番号）によって国が一元的に管理しようとする制度のことをいう。氏名、登録出生地、住所、性別、生年月日を中心的な情報とし、その他の管理対象となる個人情報としては、社会保障制度納付、納税、各種免許、犯罪前科、金融口座、親族関係等が挙げられる。多くの情報が本制度によって管理すればそれだけ行政遂行コストが下がり、国民にとっても自己の情報を確認や訂正がしやすいメリットがある。一方、国民の基本的人権が制限されること、行政機関による違法な監視、官僚や関係者（非正規雇用職員）の窃用や、不法に情報を入手した者による情報流出の可能性があること、公平の名のもとに国民の資産を把握し膨れ上がった政府債務の解消のために預金封鎖を容易にすることを懸念する意見があり、結局、実現へとは至らなかった。
- 3 正式名称は、「少数貯蓄等利用者カード制度」である。この制度は、納税者番号を割り振ることによって、利子所得や配当所得といった少額資産性所得に対して総合課税をすることを目的とされた。この制度に対しては、郵政省や金融業界から反対の声が上がり、1985（昭和60）年に、廃止された。そもその制度設計の背景としては、預金口座の元本350万円までの利子に対する所得税を非課税にできるマル優制度を利用して仮名口座で資産を複数に分散していた人に対して課税するために考案された。これに対して、預金引き出しで経営が悪化することを恐れた金融機関が一斉に反対したのである。
- 4 本稿は、マイナンバー制度についての論考であるので、『住基ネット』については必要最低限の情報に基づいて述べることにしたい。『住基ネット』については、拙稿「住基ネットとプライバシー—マイナンバーに向けて—」『地域学論集《第12巻第1号》』（2015年、鳥取大学地域学部）、同「地域における個人情報の問題点—プライバシーと住基ネット—」『地域マネジメント学会創立10周年記念論文集』（2015年、地域マネジメント学会）、同「プライバシー権についての再考察—住基ネットにおけるプライバシー—」『情報コミュニケーション研究論集《第6号》』（2013年、明治大学大学院情報コミュニケーション研究科）、同「地域におけるプライバシーの再検討—東日本大震災時における住基ネットの運用事例から—」『平成24年度地域マネジメント学会学術大会論文集』（2012年、地域マネジメント学会）、同「電子政府における個人認証—住民基本台帳ネットワークを中心に—」『情報コミュニケーション学学際研究《第1号》』（2012年、明治大学大学院情報コミュニケーション研究科）において、その沿革、内容、訴訟、問題点について詳細に述べているので、そちらを是非参照されたい。
- 5 詳細については、拙稿「住基ネットとプライバシー—マイナンバーに向けて—」『地域学論集《第12巻第1号》』（2015年、鳥取大学地域学部）、拙稿「地域における個人情報の問題点—プライバシーと住基ネット—」『地域マネジメント学会創立10周年記念論文集』（2015年、地域マネジメント学会）、拙稿「プライバシー権についての再考察—住基ネットにおけるプライバシー—」『情報コミュニケーション研究論集《第6号》』（2013年、明治大学大学院情報コミュニケーション研究科）を参照されたい。
- 6 大阪高判平成18年11月30日判時第1962号11頁参照。この裁判は、大阪地方裁判所2004（平成16）年2月27日判決を受けての控訴審である。大阪高裁は、原判決の一部を取消し、控訴人らの請求を一部認容した。判決理由では、自己情報コントロール権は、憲法上保障されているプライバシー権の重要な内容となっており、住基ネットの運用に同意しない控訴人らに対して、住基ネットを運用することは、控訴人らの人格的自律を著しく脅かすものであり、住基ネットの行政目的の正当性やその必要性が認められるとしても、控訴人らのプライバシー権を著しく侵害するものとした。その結果、被控訴人が管理する「住基ネット」から、控訴人らの住民票コードの削除請求を認容した。被控訴人らは、これを不服として最高裁判所に上告した。
- 7 最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁参照。この裁判は、先述した大阪高等裁判所2006（平成18）年11月30日判決を受けての上告審である。最高裁判所は、原判決中の上告人敗訴部分を破棄し、被上告人らの控訴をいずれも破棄した。判決理由では、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の1つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」とした。「住基ネット」が

- ライバシー権を侵害するか否かについては、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所から成る4情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものにすぎない。このうち4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日及び異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない」とし、「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものということができる」から、「行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということではできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法第13条により保障された上記の自由を侵害するものではないと解するのが相当である」とした。また、「住基ネットにより被上告人らの本人確認情報が管理、利用等されることによって、自己のプライバシーに關わる情報の取扱いについて自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする被上告人らの主張にも理由がないものというべきである」とした。
- 8 「消えた年金」問題とは、保険料を納めたはずなのに、社会保険庁の事務処理ミスなどで記録が失われ、納めた本人の手元にも証拠が残っていない年金記録の問題のことをいう。過去の手書きデータから、コンピュータへの記録の転載が不正確であったことや、納めたはずと主張する国民年金保険料の納付記録が社会保険庁のデータ(年金記録)や自治体の台帳になく、保険料の領収書を残していなかったことで納付証明ができず納付と認められないケースや、給料から天引きされたはずの厚生年金保険料の納付記録(被保険者記録)が、社会保険庁のデータにないことが原因とされる。社会保険事務所が、厚生年金の標準報酬等の記録をさかのぼって訂正した不適正な事務処理等が原因とされる「消された年金」問題も同時に起っている。
- 9 「宙に浮いた年金」問題とは、社会保険庁が管理する年金記録が統合されないままになっている問題のことをいう。2007(平成19)年2月に、社会保険庁は、2007(平成19)年度の事業計画案の中で、特別強化体制により、基礎年金番号への過去記録の統合・整理などを進めるとした。しかし、2006(平成18)年6月時点において、コンピュータに記録があるものの、基礎年金番号に統合・整理されていない記録が約5,000万件(厚生年金番号4,000万件、国民年金番号1,000万件)あることが判明し、社会保険庁が年金記録を適正に管理していないことが指摘された問題である。
- 10 「社会保障・税番号大綱」とは、社会保障と税に關わる番号制度に關して、2011(平成23)年1月31日に、政府・与党社会保障改革検討本部で決定した「社会保障・税に關わる番号制度についての基本方針」及び、2011(平成23)年4月28日に公表した「社会保障・税番号要綱」を踏まえ進めてきた検討に基づき、具体的に法令その他で措置する制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、今後の法案策定作業を念頭に政府・与党として方向性を示すもののことをいう。
- 11 稼働はしているが年金分野との接続は停止されたままである。というのも、日本年金機構において、職員の端末に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスが起り、日本年金機構が保有している約125万件の個人情報外部に流出したことが2015(平成27)年5月に判明したからである。流出したとされる個人情報の内訳は、年金加入者の氏名と基礎年金番号が約3万1,000件、氏名と基礎年金番号、生年月日が約116万7,000件、氏名と基礎年金番号・生年月日・住所が約5万2,000件であった。今回の事件は、個人情報保護管理体制の不備が重なり、起こったとされている。具体的には、職員宛に業務連絡を装った標準型メールが送られたこと、それを開いて感染し、ネットワークに蔓延したこと、職員は個人情報ファイルを禁止されている(職員ならばアクセスが容易な)共有サーバーに置いていたこと、個人情報ファイルを暗号化(パスワード設定)していなかったこと、チェック体制がなく、禁止項目が職員に徹底されていなかったことが挙げられている。
- 12 マイナポータルとは、マイナンバー制度において、個人ごとに設けられるポータルサイトの名称のことをいう。このマイナポータルを利用することで、行政機関が保有する自分の特定個人情報の内容やそのやり取りの記録、自分への通知などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧できるようになる。
- 13 詳細については、拙稿「住基ネットとプライバシー—マイナンバーに向けて—」『地域学論集《第12巻第1号》』(2015年、鳥取大学地域学部)、拙稿「地域における個人情報の問題点—プライバシーと住基ネット—」『地域マネジメント学会創立10周年記念論文集』(2015年、地域マネジメント学会)、拙稿「プライバシー権についての再考察—住基ネットにおけるプライバシー—」『情報コミュニケーション研究論集《第6号》』(2013年、明治大学大学院情報コミュニケーション研究科)を参照されたい。
- 14 e-Taxとは、税の申告等の国税に關する各種の手続きについて、インターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステムのことをいう。
- 15 『住基ネット』の稼働実体については、拙稿「住基ネットとプライバシー—マイナンバーに向けて—」『地域学論集《第12巻第1号》』(2015年、鳥取大学地域学部)、拙稿「地域における個人情報の問題点—プライバシーと住基ネット—」『地域マネジメント学会創立10周年記念論文集』(2015年、地域マネジメント学会)、拙稿「プライバシー権についての再考察—住基ネットにおけるプライバシー—」『情報コミュニケーション研

- 究論集《第6号》』（2013年，明治大学大学院情報コミュニケーション研究科），拙稿「地域におけるプライバシーの再検討－東日本大震災時における住基ネットの運用事例から－」『平成24年度地域マネジメント学会学術大会論文集』（2012年，地域マネジメント学会），拙稿「電子政府における個人認証－住民基本台帳ネットワークを中心に－」『情報コミュニケーション学学際研究《第1号》』（2012年，明治大学大学院情報コミュニケーション研究科）を参照されたい。
- 16 動物殺処分の飼養者責任の問題については，拙稿「地域における動物法規の問題点－殺処分根絶へ向けて－」『地域マネジメント学会創立10周年記念論文集』（2015年，地域マネジメント学会），拙稿「地域における動物行政の問題点－殺処分根絶に向けて地域の取り組みについて－」『地域マネジメント学会創立10周年記念論文集』（2015年，地域マネジメント学会），拙稿「動物殺処分根絶に向けての地域における取り組み－動物行政の現状と自治体の取り組みについて－」『地域学論集《第11巻第3号》』（2015年，鳥取大学地域学部），拙稿「地域における人と動物の関係についての考察－殺処分根絶に向けて地域の取り組みについて－」『平成25年度地域マネジメント学会学術大会論文集』（2013年，地域マネジメント学会），拙稿「地域における飼養動物についての考察－殺処分根絶へ向けて－」『平成23年度地域マネジメント学会学術大会論文集』（2011年，地域マネジメント学会），拙稿「電子政府における動物個体識別情報の管理－家庭内で飼養される犬の登録および管理を中心に－」『情報コミュニケーション研究論集《第3号》』（2011年，明治大学大学院情報コミュニケーション研究科）を参照されたい。
- ※ なお，本稿は，佐藤匡「地域における社会の新基盤の問題点－マイナンバー制度について－」『地域マネジメント研究【第2号】』（2016年，地域マネジメント学会）を大幅に加筆し，そして修正を施したものである。

